

## 第2回風俗行政研究会 議事要旨

### 1 日時

平成26年7月30日(水)午前9時30分から午後1時45分まで

### 2 場所

警察庁第1会議室

### 3 出席者

#### 有識者委員

小田啓二 NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルス理事長  
櫻井敬子 学習院大学法学部教授  
武田美保 三重大学特任教授、オリンピックメダリスト  
中山弘子 新宿区長  
永江 禎 株式会社電通法務マネジメント局長  
前田雅英 首都大学東京法科大学院教授(座長)  
山本俊哉 明治大学理工学部教授

#### 警察庁

辻 義之 警察庁生活安全局長  
宮城直樹 警察庁長官官房審議官(生活安全局担当)  
鈴木三男 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
楠 芳伸 警察庁生活安全局保安課長

#### ヒアリング対象団体

(3号営業団体等)

クラブとクラブカルチャーを守る会

日本ナイトクラブ協会

日本音楽バー協会

西日本クラブ協会

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会

NPO 法人日本ダンスミュージック連盟

クリエイティブ・ミュージック & カルチャー・オープンネットワーク

ラテンワークスコーポレーション株式会社

森ビル株式会社(取締役常務執行役員河野雄一郎)

株式会社河合楽器製作所

( 商店街振興組合等 )  
六本木商店街振興組合  
六本木町会  
大阪府中央区御津連合振興町会  
他 1 町会

#### 4 議事要旨

##### (1) 関係団体からのヒアリング ( 3 号営業団体等 ) 及び有識者委員との質疑応答

###### クラブとクラブカルチャーを守る会

私は、アーティスト、作曲家、編曲家、クラブ DJ として、これまで 36 年間音楽界に籍を置いてきた。風営法の改正は、長年の思いがある問題の一つで、警察庁が法改正に向けて動き出し、有識者会議にクラブ事業者の団体を呼んでヒアリングを行う席を設けていただきうれしく思っている。クラブとクラブカルチャーを守る会、C4 と略させていたが、C4 は、クラブ固有の文化的価値と経済的可能性を振興し、社会と地域に貢献するため、DJ やラッパーといった、いわゆるクラブに出演するアーティストが中心になり、自主規制ガイドラインの策定や、クラブに関連する諸問題の解決に取り組み、より良い事業と文化、クラブとクラブカルチャーの創造を目標とする団体である。昨年、関西中心に起こった風営法改正の声を背景に立ち上がった。

C4 は、クラブ事業者に向け、クラブの事業者団体設立の必要性を訴える会合を繰り返し、平成 26 年 3 月に、風俗営業第 1 号及び第 3 号の許可を得た事業者により、風営法第 44 条第 1 項に基づく団体である日本ナイトクラブ協会が設立された。その結果、業界内の団結が深まっただけでなく、これまで業界に欠けていた警察との連帯も一歩前進したと思っている。同じく私たちの働きかけにより、音楽を BGM としてかけているが客にダンスをさせていない音楽バー、ライブハウスという業者も、場合によっては 3 号営業に抵触する可能性もあるため、規制緩和を求める事業者が大変多く参加している。こういった事業者により日本音楽バー協会が立ち上がった。同様に、関西、名古屋、福岡などでも業界団体が設立され、この 1 年、密に連絡を取り、全国的な事業者団体のネットワークが形成されつつあるというのが現況である。また C4 は、クラブのお客様にもマナー向上キャンペーン、PLAYCOOL というキャンペーンを行っており、飲み過ぎない、クラブの外に出たら騒がないといった徹底したマナー向上ということをアピールするために、映像を作ったりポスターを作ったりして、マナー向上を呼びかけている。このキャンペーンは業界だけにとどまらず、六本木の商店街とも連携し、六本木の夜を大人がより安全に遊べるような、六本木の町内づくりを目指して連携した活動も行っている。PLAYCOOL の一環で、定期的に日曜の早朝、クラブが密集する渋谷円山町近辺の清掃活動も 1 年半行ってきた。これにより、円山町のごみの量はこの 1 年で目に見えて減ったと自負している。

C4 は、会長を務めている Zeebra をはじめとして、若者の間で知名度の高いアーティストが多数参加しているので、新聞・雑誌の取材や、テレビ、ラジオ等のメディア出演

により、むやみに規制に反対し改正を求めるということではなく、風営法自体を正しく理解した上で、事業者はより良い経営を目指し、ユーザー側もマナーの向上に努めなくてはならないというメッセージを発信し続けている。

#### クラブとクラブカルチャーを守る会

資料をご覧ください。C4 自体は事業者団体ではないが、複数の事業者団体や、サルサのレストラン、バーの方々が集まって話し合った内容等を吸収し、各団体の考え等の着地点のようなものを探している DJ やアーティストの団体である。

資料には、我々の意思表示であるが、特にクラブ業界に関してはいろいろな問題があることを自覚しているので、営業内容の改善に努めなければならないということを確認しているという表明が書いてある。また、オリンピックに向けて海外の観光客の流入を増やしたい等、エンターテインメントの充実が大きな課題になっていると思うが、外国人は、音楽が鳴っていればところ構わず踊ってしまうという方もたくさんいるので、普通のレストランで、音楽が鳴っているときにお客が踊るというものを通常営業で取り込めないだろうか、そういった営業をしたいという方もいる。しかし、飲食店でのダンスを認めてしまうと、ナイトクラブがいろんなところでできるようになってしまうのではないかと、そういった問題に関して考えていかなければならないというメリットとリスクというものがあるということを書かせていただいた。今、多様なダンスミュージック関連営業があり、ダンスと飲食を組み合わせている営業形態というのが、3種類あるのではないかと考えたものである。ナイトクラブというのは、クラブと呼ばれているところや、一昔前だったらディスコと呼ばれていたような場所だが、大音量が鳴って、本格的な広い空間で、ダンス専用エリアがあって、派手な照明があり、主にドリンクの提供をしている営業形態である。それとは違って、音楽バーは、音楽好きが集まる、ダンスできるような音楽が鳴っているバー。ダンスフロアは明確にはないのだが、テーブル、スツールがよけてあって、そこで立ち話をしたり自由に使える空間がある営業形態である。そして、新しく作った言葉だが、音楽レストラン。これは、音楽好きな人が集まるレストランで、サルサとかラテン系の音楽に多いが、普通にコースメニューとかを食べ終わった後に、夫婦が、じゃあちょっと1曲タンゴでも踊ろうかと言ってダンスをする。ナイトクラブや音楽バーに比べると、音量とかは普通のレストランの BGM 程度でも、ちょっと体を動かしたいというような営業形態というものが考えられたので、この3つに整理した。

また、非常態ダンス飲食営業という、単発のイベントなど、ホテルのロビーでダンスパーティーをやろうとか、現状では特に法律で規定されておらず、認められているケースがほとんどだが、そこにはダンスがあって飲食があるということで、風営法に抵触してしまう可能性がある営業内容ではあるので、今回の法改正で明確になればいいのではないかと考えている。

次に、極端な例だが、ファミリー向けの健全な内容の、お父さんがビールを飲んでいて、お母さんと娘がフォークダンスを踊っていると。これと、ナイトクラブによくある

光景だが、たくさんの方がひしめいていて、ダンスフロアでは見知らぬ男女が新しい出会いを求めてお互いに声を掛け合っていると。その2つの営業形態が、ダンスと飲食というだけで、全く同じ風営法3号営業で括られているというのはおかしいということで、ダンスと飲食といっても、いろいろなものがあり、段階に応じた規制内容というものを検討していただけたらと考えている。

それから、ダンス文化推進議員連盟から最初に出た議連案と、その後、警察庁からの指摘や政治家の方の中にも保守的な方、今回の改正に慎重な方がいらっしやっただので、そういった方たちから指摘を受けた後の修正案。もともとの議連案というのは、幅広いダンス飲食営業を認めさせようとして、かなり規制を緩くしてあるという点は丸だが、ナイトクラブ営業というものにまつわる危険性だとか、そういったことを正しく加味していないと。その後に出た修正案というのは、規制が厳しくなっているが、ナイトクラブ営業のリスクというものは正しく加味している。しかし、幅広いダンス飲食営業というものの可能性を摘んでしまっているかなという印象があったので、これの間を埋めるような、幾つか段階がある法改正を検討いただきたい。

最後に、C4が、日本ナイトクラブ協会、日本音楽バー協会、それ以外にも、社交ダンス関連の方たちとか、サルサレストラン等を営業されている方とお話をして、様々な営業内容があるので、どういった法改正がいいか要望を出してくださいと言われても、なかなか同じ要望を出すというのは難しいので、皆さんから話を聞いて、こういった内容であれば、いろいろな営業形態がストンと落ちるところに落ちれるのではないかとという一案として、段階のある規制案を提案させていただいた。

重要なポイントとしては、営業に伴う問題のリスクが低い営業形態から、問題のリスクが高い営業形態まで3段階に分けて、規制も3段階に分けて検討いただけると、今の世の中の様々な営業形態にフィットした法律案ができるのではないかと考えている。こちらを一案としてご覧いただければと思う。この中で着目していただきたいのが、例えば、レストランと音楽バー営業、レストランのほうがより幅広い地域で営業したいというのがあるが、じゃあ音楽バー営業の人は、なぜレストラン営業をやって、もっと広い地域でできるように、もっと緩い規制の中でレストラン営業をやるうというふうにならないかということ、レストラン営業は、音量が店内80デシベル以下という。80デシベル以下というのは、クラブを営業されている方たちに聞いたら、その音量でクラブはできないという音量となっている。よって、この目的というのは、脱法的に、本来ナイトクラブが、例えば商業エリアでしかやってはいけないという決まりになったときに、住宅地に近いようなところでレストランと偽ってクラブをやるができないようにという規制を各段階に盛り込んでいくことによって、うまく棲み分けができて、問題が起きるリスクのある営業が広い範囲に広がらないように規制していただければいいということで、例としている。

日本ナイトクラブ協会

日本ナイトクラブ協会は、クラブと言われる店舗の事業者の中でも、風俗営業1号又

は3号を取得した事業者の団体である。会員としては、都内の許可店舗22店舗中20店舗が加盟している。20店舗とはいえ、1店舗の規模が大きいので、週末など1店舗、仮に500名収容するとしても、1日当たり20店舗で1万名程度の集客をしているのではないかと考えている。

今回、踊ることの文化的な側面よりは、日々経済活動として営業をしている事業者として、実際の運営に関しての意見具申をしたいと思っている。今回の改正の運動があった中で、C4やDJの協力の中、私も長年やっているが、クラブ事業者が一堂に会して意見を交換するというのは初めてのことで、何十年間もなかったことである。その中で、定期的に会合を開いたり、LINEやFacebookのグループも作って活発に意見交換をした。

少なくとも我々の協会の加盟店の意見は、規制をまるでなくして、そこから外れて好き勝手にフリーハンドで営業したいと考えている事業者はいないということである。なぜなら、実際お店をオープンするときには、店舗の保証金を積み、内装工事して、その後公安委員会の検査を受けて、その後40日若しくは50日後に許可証をいただいてから開業する。そうすると、工事期間を含めると2か月程度の空家賃を払う。リスクは非常に高い。産業自体は、装置産業に若干近いと考えている。そうすると、ビジネス的には回収までの期間が長くなるから、短期的に流行るというよりは、長く安全に営業することが、我々の最大のビジネス課題であるというのが、事業者の間で共有できた。

また、安全な営業について、非常にコストをかけている。そのような投資をしている私たちの店舗にとって脅威になるのが、リース店舗でモラルの低い事業者が起こす問題である。そのことを考えても、私たちは、ある一定の規制というのは当然のことと受け止めている。ただし、現在法律が若干実態とかけ離れているのであれば、せっかくの機会なので、思い切ってその実態に則した形に変えていくことを望んでいる。それにより、まず業者のモラルアップが図られ、今回の議連の提案のように、これからどんどん世界からいろんな人がやって来ると思う。また日本でも、多くの方が来店して楽しんでいただいております。その方々がより安全に楽しめるようになるというふうに考えている。その経済効果はとても大きい。その下地になっているのは、私たちが提供できる最大のサービスというのは、やはり安全と安心だということを肝に銘じて再確認している。

とはいえ、業態的に多くの人が集まる、人が多く集まれば当然問題も発生する。今回の改正で、私たちが遵法営業という形になるのであれば、今まで隠れがちだった事業者の顔が、表に見えるようになる。そのことは、今まで潜在化していた問題、表に出なかった問題、私たちが独自に処理していた問題が顕在化することになると思う。顕在化することによって、初めて住民の方や警察行政と一緒に対策が立てられると思う。その問題を解決するにあたって、私たちだけではなく警察、お客様、そして近隣の方と議論することで風通しがよくなる、それが一番の問題解決と思う。その上で、地域の一員として、事業者としての責任を果たしてまいりたいと考えており、そのことが地域の風紀や住民の不安解消に一番と考えている。

また、営業時間の緩和やライセンスの取得に関して、ある程度現行よりハードルが下がるということがあれば、実態としてはクラブだけでも、飲食店として営業すると

ころが許可を取得し、我々の協会に加盟し、自主規制を守ることにより、必然と顔の分からないモラルのない業者が、無許可業者が自ずとその場から退場することにより、警察から私たちの顔が見える営業ができると考えており、また警察の指導や要望がスムーズに業界に行き渡ると考えている。その橋渡しこそが、我々協会の責務と考えており、その結果、お客様も住民の方も、我々も、警察行政も Win - Win - Win - Win という関係になると確信しており、それこそが経済効果の前提条件であると考えている。これは私たちの利益だけではなく、今回の改正による安全・安心・健全化こそが娯楽の提供として、大人の社交場としての最大のもてなしができると考えている。とはいえ、日々営業をして、毎日の営業で目線が下がることもあると思う。外的な要因により視野が狭くなることもあると思う。そういうことがあれば、今回、せっかく集まる場があるので、どんどん議論を深めていって、分からないこと、表から見えているけど、私たちが見えないことに関してはご指導ご教示賜りたい。

#### 日本ナイトクラブ協会

我々は、ナイトクラブという営業の実態上、夜遅くに多くのお客様が参集し、またお酒を飲まれるということで、それなりの問題があるということは重々理解している。今までは、店舗ごとに自主規制というのを設けていたが、今回、この法改正の流れがあることを機会に、事業者団体 20 店舗がまとめ、自主規制基準を設けた。当協会から配付している報告書というのが主な発言内容だが、添付資料として自主規制基準を添付した。主立ったところとしては、未成年者の問題とか、けんか、騒音等の問題にどのように対応しているのかというところが、各自主規制基準の条文に書かれている。未成年者に関しては、これはクラブに行くと未成年者が勝手にお酒を飲んだりしているという印象があるかもしれないが、基本的には、未成年者はクラブに入店させていない。当協会の加盟店に関しては、入り口で ID チェックをして、20 歳未満であると分かれば追い返す、問題が起こる前に防ぐということ。クラブとしては未成年者は入れないということである。ただ、未成年者の違法行為に関する自主規制基準を設けたのは、夜早い時間帯、例えば、午後 10 時ぐらいに終わるイベントだと、未成年者を入れることもある。例外的にそのような場合であっても、ID チェック等を徹底して、未成年者には飲酒喫煙を絶対させない、利用者同士のトラブルに巻き込まれないように特別の手当てをするという趣旨で、この項目があるということをご理解いただきたい。

次に、有識者の方々に、当協会からどのような法改正を望むかと問いへのお答えを示す。今回の法改正にあたって私たちが望むことは、法改正は事業者のためというよりは、広く社会や国民のためになされるものだとして理解しているが、その中で、風営法をどのように変えれば広く社会や国民のためになり、かつダンス文化を活用した魅力あるまちづくりができるかという、それはただ 1 点。深夜以降も合法の営業時間を延ばしてほしいということである。深夜以降も合法に営業することの必要性というのを、当協会から強く訴えさせていただく。1 つはまちづくりという基準、もう 1 つは防犯という理由がある。風営法が制定された 60 年以上前に比べると、人々のライフスタイルも顕著に変

化している。24 時間人は働き、人は遊び、モノやお金が動くということになっている。このようなライフスタイルの中で、ナイトクラブがどのような位置づけになっているかというと、23 時以降に利用者の方が食事を終えて、コミュニケーションの延長として各店舗に来店し、ダンスを楽しむということ。23 時以降、特に 24 時以降の街のコミュニケーション、エンターテインメントのハードウェアとして、今、ナイトクラブが機能している。お客様に関しても、23 時以降に来ることが本当に多いので、お客様のニーズという点からも、現在法律では 24 時までの営業となっているが、それを然るべく延長していただきたい。防犯上の点からも、今までは 24 時以降は、法律上の時間外営業ということで、なかなか警察との連携が取れなかったが、これが 24 時以降も合法となると、速やかに所轄の警察署と連絡を取りやすくなるので、必ず防犯上は利用者の皆様に資するという点を付言させていただく。

#### 日本音楽バー協会

私は、世田谷区や目黒区でライブハウス、スタジオ、音楽バーを経営している。当協会は、音楽バーの経営者を中心として、本年 6 月設立された事業者の団体である。現在の加盟店舗は東京を中心に 15 店舗だが、今後、店舗を増やしていく。当協会は、今回の風営法改正の問題をきっかけに発足したが、これまで業界団体のなかった音楽バー業界において、業界がまとまって音楽バーという営業形態の地位向上を目指して今後活動していくことを目的としている。これまで各店舗において取り組んできた地域社会との共存のための騒音、ごみ問題の対策等について、業界団体として自主規制基準を設けて、業界全体として取り組んでいくことにより、より地域の皆様にご理解いただけるような、地域に根付いていけるようにすることを目指している。風営法改正の考え方について、事務局の弁護士から説明させていただく。

#### 日本音楽バー協会

当会に加盟している音楽バーやライブハウスは、通常現行風営法の 3 号営業に該当しない営業を行っているが、お客様が音楽に合わせて体を動かすような場合もある。このような場合、その営業が風営法に抵触するような可能性も出るのではないかと思料している。こう考える理由は、風営法が定めるダンスをさせる営業というものの定義があいまいなことが理由になっていると思う。特に、近年においては、ライブ演奏と DJ によるプレイが一緒に行われるイベントが増加している上に、クラブミュージックだけではなく、いわゆるロックバンド演奏であっても、観客が流れていた音楽のリズムに合わせてステップを踏んだりすることもあるので、その点、ダンスに当たるかどうか、店舗側で判断に迷う場面もある。風営法が改正されてダンス営業に対する規制が撤廃されれば、いわゆるクラブ営業だけではなく、多くの音楽に関わる業態にとって、法に抵触する可能性のあるグレーの部分の営業がなくなるので、今まで以上に健全な経営を行うことができ、日本の音楽業界は文化的にも経済的にも大きく発展するものと考えている。また、法改正により深夜も営業することができれば、お客様のライフスタイルに合わせて時間

帯に分けて営業を展開することができ、深夜のダンス営業が解禁されれば、音楽シーンにとって非常に活性化になると考えている。

現状において音楽バーは、ナイトクラブのような面積規模のダンスフロアを設けていない。このため、仮に音楽バーでの営業が現行の風営法に抵触する場合でも、面積要件の点で現行法の3号営業の許可を取得することは困難である。こういった事情から、音楽バーでは、場合によっては3号営業に当たる可能性があると考えたとしても、3号営業の許可店として営業をしていくことができない、風営法の許可を取ろうと思っても取ることができないという問題があると指摘させていただく。

このような状況は、今回の風営法改正のやり方次第では、別の形で表面化してくる可能性があると考えている。例えば、ダンス議連の修正案においては、深夜におけるダンスを伴う営業の立地規制を大繁華街のうちの指定した地域のみ可としている。仮にこのような立地規制が採用されると、大都市を除く地方都市では、事実上深夜におけるダンスを伴う営業を行う道が断たれてしまう可能性が高くなる。このように過度な立地規制がなされてしまい、風営法の許可を取得することができない店舗が増えてしまうことは、業界の健全化を図ることを困難にするだけでなく、警察にとっても、深夜におけるダンスを伴う営業の実態把握ができなくなってしまう、かえって風営法の目的を阻害する可能性も出てくるものと考ええる。

あと、ダンス議連の修正案においては、ダンスだけではなく深夜の遊興の解禁についても検討されていると伺っている。当会においては、ライブハウスの業態等も含むため、深夜における遊興が解禁された場合には、深夜にライブイベントを開催することを視野に入れている店舗もあるが、遊興という概念は、ダンス以上に広範かつあいまいな概念であるため、その内容が不明確なままでは、現行法以上に、何が許され、何が許されないかを事業者が判断するのは困難となってしまう。また、遊興という概念が出てきた場合には、ダンスを伴う営業よりも多くの業態に影響してくることと思うので、3号営業以外の業態の関係者から広く意見を聴取した上で慎重に対応いただければと考えている。結婚式の二次会とかを行う店舗も存在するが、最近は終電を気にせず朝まで二次会を続けたいという要望がお客様からある。クラブ以外にも深夜にダンスをさせる、お客様の需要があるということも、有識者の皆様には認識いただければと思う。

自己の営業について、法的にグレーな部分が生じる可能性がなくなれば、事業者は今まで以上に近隣の住民や商店街とのコミュニケーションを密に取ることができ、地域との連携を達成することができるようになる。更に、事業者が業界団体としてまとまって、今まで以上に一層の業界の健全化を図ることができるようになると思っている。

#### 西日本クラブ協会

西日本クラブ協会は、大阪、京都、兵庫において、風俗営業の1号、3号許可を取得して営業するクラブ等の事業者である。定義が難しく、何をもちいてクラブというのかというのはあるが、ここではクラブ等という表現をさせていただく。協会は、12事業者によって、昨年8月1日に設立した。設立の経緯に関しては、クラブ業界の中で、いろい



るな諸問題が発生して、実際には実害があるなしにかかわらず、やはり世論であるとか近隣等々から声が上がるということ全てを問題と考え、その中で、やはり解決をしていかなければいけない。ただ一事業者、店舗単位で解決していくということがなかなか難しいので、周辺の事業者が集まって、情報交換したり問題解決に対する考え方を共有するなどの目的から、メンバーが集まって協会という形で立ち上げるということになった。その際、風俗営業の許可を取得している事業者であるので、風営法の規定に基づいて届出が必要ということで、44条の規定に基づき届け出ている。

基本的な考え方として、自分たちで厳しいハードルを設けるというよりも、できることを1つずつやっていこうという考え方でやっている。まだ、事業者の数も多くなく厳しい部分もあるので、1つずつやっていこうということである。

まず最初に取り組んだのが、今の法律上、お店には18歳から入れると、でも、お酒は20歳からしか飲めないという当然の規定があり、18歳、19歳の方にお酒を提供することは絶対やってはいけないことだが、大人数が入るお店の中で、誤って提供してしまうなどの事故が起きてはならないので、そこを起さない仕組みを考えて作ったということから始めた。それから、周辺の清掃活動を行ったり、昨年、報道された兵庫県内で芸能人がDJをして、客席から物が飛んできて負傷されたという事案があったが、それに対して、どうすればこういう事故が防げるかということを話し合っ、同じ失敗を2度と繰り返さないという考え方で、活動を行っている。

資料には、現在13事業者と書かせていただいているが、今日現在、16事業者である。兵庫1、京都府1、大阪14事業者。うち、大阪ミナミが12事業者。会員数が増えていて、団体としてある程度、力をつけてもっと様々な取組をやりたいと思っている。

我々は、そもそも法改正の要望を目的として設立した団体ではないので、法改正に対する主張や活動を、今までやっていない。逆に言うと、法律というものは、本来置かれた環境に応じて作られていくものであって、正直、規制を受ける当事者だが、当事者がこうしてくださって言えばこうなるものでもないという考え方がもともとあり、我々の活動に応じた法律ができるというふうに考えていた。こういった機会をいただいたことで、我々としての意見を資料に書かせていただいている。

その中で、ダンス規制法という問題で議論されているが、このクラブという定義、ダンス営業という定義について、本日我々以外にも事業者の団体 coming が、ここに集まっている事業者がみんな同じ商売をしているかということと多分違うと思う。ダンス営業と言ってもいろんな営業があり、全てが同じ法律で、同じ規制で、同じ条件のもとでやっているのはいかなものかという疑問もあり、見直しをされる機会があるのであれば、ダンスという一括りではなく、クラブとかディスコとか、そこをうまく区分けして、実態に応じた規制をご検討いただきたいと考えている。

我々として要望を3点だけ挙げる。まず、現状、1号及び3号で、キャバレー、ダンス飲食店の許可を受けているが、改正されるにあたって、今の基準より規制が強化されるようなことはご勘弁いただきたい。我々、面積規模等の大きい事業者であり、例えば、議連の案などでも、照度が今の5ルクスから10ルクスに変わるとかもあったが、この

5を10に変えろと言われても、5ルックスに合わせて施設を作っているのだから、10にすると言われても簡単にできる話ではない。やはり相当のコストもかかるし、物理的に不可能なことも出てくるおそれもあるので、今より規制強化というのだけはご勘弁いただきたい、これが一番のお願いである。

それから、営業時間についての緩和をお願いしたい。深夜営業していく中で、ニーズはすごく多い。ニーズに応えるがために、無許可で営業してる方が実際いらっしゃるといってもいいし、トラブル等が起きたときに、警察対応ができないとか、そういったお店も深夜が認められることによって、ちゃんとした手続きを踏んで、許可を取っていただいで、我々と一緒に、事業者の数が増えれば増えるほど、活動できるようになると思う。

#### Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会

Let's DANCE 署名推進委員会は、ダンスカルチャーを守るために風営法の改正を求める、特にダンス規制項目の削除を求めて署名活動を2年前の2012年5月29日より行ってきた。現在、累計で署名16万人分が集まった。呼びかけ人は坂本龍一さん、大友良英さん、いとうせいこうさん、湯川れい子さんなど著名人の方をはじめ、賛同人の方も含めると220人の有名人、著名人にご賛同いただいている。

そして、法律家の会は、この推進委員会を法的にサポートするという役割を担っている。この16万人の署名が集まったということは、やはりダンスで規制するというのはおかしいんじゃないかということの声の集まりであり、また、ダンス議連が取りまとめた改正案の概要においても、規制改革会議の答申においても、ダンスという切り口での規制はおかしいと。問題事象については、ダンスという基準ではなくて個別具体的な規制で対応すべき、そのほうが実効的なんだという方向での意見が固まっているように思われる。このことを裏付ける判決が、4月25日に出されている。NOON訴訟、大阪地裁判決である。NOONという大阪にあるクラブ営業をしていた店の経営者が、ダンスをさせた罪ということで逮捕・拘留され、公判請求がなされた。2年間にわたる裁判の結果、営業内容については、許可が必要な3号風俗営業には当たらなかったということで無罪の判決が言い渡されている。今、検察側が控訴しており、大阪高裁に係属中である。判決理由としては、ダンス営業規制の目的というのは、そもそも性風俗秩序の乱れを防止するためのものだ。しかも職業の自由や表現の自由にも関わりかねない、非常に強度の規制である。それであれば、やはり性風俗秩序の乱れにつながるようなおそれ、これが現実的に実際に起こり得るようなものでなければ、3号の風俗営業に当たるとは言えないということで、実際にクラブNOONにおいては、そういった営業は認められなかったということで無罪判決が言い渡されたという事例である。

次は、この判決が示したものとして3点指摘させていただく。1つ目は、今までこの3号営業の全て、いわゆるダンスというものが関われば3号営業に当たるといって規制対象として運用がされてきたが、広く基準を設けて、広く規制対象にするという、そういった運用自体に警鐘を与えたということが言えると思う。

2つ目は、例えば、騒音振動や粗暴事案、違法薬物の各種弊害、これは個別法規で取り締まるべきであって、そもそもダンス営業の規制目的には含まれていなかったということを、立法経過などからも明らかにしたところである。3つ目、ダンス営業の規制対象かどうかというものは、性風俗秩序の乱れにつながるような危険、おそれが実際にあるのかどうかということの、非常にたくさんの諸要素を挙げているが、これを総合的に考慮して初めて判断ができるということを示した。ダンス営業規制が立法された当時においては、おそらくそこで想定されるダンス営業というものは1つだったと思う。社交ダンスがあって、そこに男女が集うような、そういった営業形態だけが想定されていたんだろうと思う。しかし、今日においては、ダンス、音楽に関わる営業というのは非常に多種多様になっている。そういったことをダンス営業という規制基準で規制をしていくということ自体が非常に難しい、それが時代遅れであるということを示していると言える。そして、先ほど遊興の話も出てきたが、実際に定義があいまいな類似基準、遊興といったような基準で規制する場合にも、やはり同じような問題が生じるのではないかと考えている。

我々の主張だが、ダンス営業規制の抜本的改正を求めるとというのが大きな主張である。ダンス営業規制は、時代遅れで非常にあいまい、実際に現場での行政や、それから事業者が、どこまでの営業なら規制対象に含まれるのかということが分からない、そういった意味での混乱を引き起こしている。そして、これが改正がされることによって、規制緩和というもの、立地規制や面積要件などによって逆に限定的になるのであれば、かえってまた同じような事態を招きかねない、ここについても過度の規制にならないということが必要であろうと思う。また、個別法規での対応、それから事業者自主規制等が必要になってくると思う。委員の皆様には後世に残る歴史的改正を実現していただきたい。

#### Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会

2012年4月4日午後9時43分に、ダンスをさせたということで警察の摘発を受け、22日間拘留されて公判起訴され、2年間裁判で戦って、今年の4月25日、1審で無罪判決を取った。その後、検察から、判決が不服だということで控訴されたが、私たち全力でまた戦っていくつもりである。控訴審は10月15日に行われる。その控訴審で第1審判決が覆るまでは、判決の内容というのは生きていと信じている。この法律は、性風俗の秩序の乱れを防止する、そういった法律として、薬物、騒音、粗暴事案等は、本来の規制の目的を根拠としないということ、これを守っていただきたい。法改正するのは秋の臨時国会だと聞いているので、この10月15日の控訴審を待ってから、もし違うような規制強化をするのであれば、しっかりこの主張を踏まえた改正案にしていきたいと思います。

僕がクラブを営業していたときに、ちょっと違和感があった感覚を言うと、例えば、シンクロナイズドスイミングは、水の中でダンスを踊っていると。そうなった場合に、じゃあ、そのプールは許可が要るんですかって言われる。そういった不思議な感覚で

ある。シンクロナイズドスイミングを練習するところは、全て許可が要るんですよって言われて摘発される。皆さん水着で踊ってたでしょ、エロいでしょって言われた場合に、どんな感覚になるか。そういった、もう普通ではあり得ない感覚。僕らの営業が、風俗営業で摘発されるなんてあり得ないと思っていた。それがこの法律のあいまいなところである。ダンスとして規制すること、それをずっと続けてる以上はずっとあいまいなままで、僕は冤罪だと思っているが、そういった事業者が今後も増えると思う。そういったことを踏まえて法改正案に臨んでいただきたいと、強く訴えたい。

#### NPO 法人日本ダンスミュージック連盟

日本ダンスミュージック連盟は、クラブとダンスミュージック系のアーティストの実演家の権利のサポート及びクラブミュージックアーティストの地位向上、諸外国との交流促進、そのアーティストの主たる活動の場であるクラブの活動活性化に向けた調査研究などを目的に、2007年に設立された団体である。また、私は同時に音楽プロダクション 210 社以上の団体である日本音楽制作者連盟の副理事長も務めている。

日本におけるクラブの経済効果、それと諸外国との対比、クラブとクラブミュージックの未来という題目で発言する。まずクラブの経済効果だが、これは 2013 年時点で、全国の主要クラブ、これはキャパシティが 300 人以上の大箱、数はおよそ 100 店舗ぐらいであり、小箱、これは 300 人以下と、あと DJ バーという、小さいバーに DJ が設置されているようなバーを含めると 1,200 店舗以上になる。主要クラブの年間動員数はおよそ 588 万人で、売上げ 300 億円以上である。小箱を含めると、売上げ規模は 1,000 億円程度と予測されている。

全国の主要クラブの店舗数は、2008 年の 134 店舗から、2013 年度 102 店舗と、25%減少している。また、主要クラブの年間雇用人数は述べ 57 万人、小箱を含めると 320 万人となっている。それらのクラブに集まっている顧客の年齢層は、20 代から 30 代が多く、音楽やファッション、飲食、ブランドなどに興味を持ち、ブログや SNS などの発信力も強い、インフルエンサーという高感度な人たちが中心である。

全国のクラブにおける、例えば飲料の売り上げは、全国の通常の飲料店舗、居酒屋とかレストランとか、そういったお店の中でも、かなり売り上げ的には上位を占めている。特に、ビール、シャンパン、エナジードリンク、ミネラルウォーターの売り上げは大きなものであり、各飲料メーカーも、このクラブにおいてのプロモーションに力を入れている。また、それ以外の業種で、たばこメーカー、ファッションメーカー、車、オーディオメーカー等が、高感度なクラブ人口層へのプロモーションを積極的に行っている。

次は、日本と海外のクラブシーンの格差について。昨年、ホームズが発表した世界の DJ ランキング、1 位のカルヴィン・ハリスという DJ は、年収が 45 億円。12 位のディプロという DJ も 12 億円。別表に 12 位までの表が出ているが、イギリス、オランダ、フランス、スウェーデン、カナダ、アメリカなどヨーロッパ、アメリカの DJ たちは、これぐらいの年収がある。これは野球で例えると、田中マー君の年収が 22 億で、トップのカルヴィン・ハリスはその倍以上あるという、MLB の昨年最高年俸の方でも 31 億円

なので、このDJのシーンがどれだけ大きいかということが想像いただけると思う。

また、世界各国でクラブイベント、フェスティバル化したイベントが軒並み多くの動員を集めており、1999年からマイアミで開催されているウルトラミュージックフェスティバルの6日間の開催では30万人。そしてそれ以外、ウルトラミュージックは6か国で開催されているが、どこも5万から20万人の動員で、朝まで盛り上がっているというイベントがフェスティバル化して、クラブミュージックのフェスが行われている。一昨年前からは、韓国でもそのウルトラミュージックフェスが開催され、ソウル市中心部での開催。野外というのが条件だが、東京でいうと、神宮球場のような都心のど真ん中の開催で、2日間で8万人、しかも深夜2時くらいまで行われたイベントである。今年9月には、このイベントが日本でもお台場で初の開催を予定されているが、現状では21時までの公演となっている。世界の有名DJフェスの動員数等があるので参照していただきたい。

クラブミュージックは、世界の共通コミュニケーションツールで、マイケル・ジャクソン、マドンナ、レディー・ガガ、この世界的トップスターは、クラブやDJ、それにミキサー、DJ ニングミキサーによって、世界のトップアーティストに登り詰めていった。これは周知の事実であり、クラブでのプロモーションとかクラブでの活動、それとクラブDJが、全世界のクラブでかかるようなアレンジを施して、このアーティストたちも全世界に広がっていったという事実がある。

次に、ロンドンオリンピックやアテネオリンピックではDJたちが開会式、閉会式等で大活躍をしたという事実がある。また、去年4月、オランダ国王の即位イベントでは、DJのアーミン・ファン・ビューレンが、ロイヤル・コンサートヘボウ管弦楽団と共演して、新国王の即位のイベントでも活躍している。

続いて、日本ではどうかというと、日本のJ-POPシーンにおけるクラブミュージックの存在も大きい。古くはYMOとかピチカートファイヴ、そしてTRF、Globe、最近だと、m-floとかEXILEとかZebra等々、きゃりーぱみゅぱみゅ、これらの日本の有名なアーティストは、楽曲制作におけるDJのプロデュース等、クラブミュージック系のアーティストはかなりDJが関わっている。アーティストの現状という部分で言うと、2012年の売り上げは、クラブミュージック系アーティストは、日本のポップシーンにおいて267億円という売り上げがあるが、別表のとおり、2001年と比べて500億円落ち込んでいる。そして2012年のベスト200のアーティストの中で、ここ2、3年でデビューしたのはきゃりーぱみゅぱみゅただ1人。これは、最近の風営法の締め付けが厳しくなったこの4、5年の間でクラブ系アーティストがクラブの活動の場を失って、事実ここからビジネス規模に育ってないという現状になっている。新人とかもクラブでなかなか活動しにくくなっているという現状があると思う。

最後に、風営法改正に向けて期待されることということで、経済効果とかクラブミュージックとかDJとかの部分の世界と比較して説明してきたが、この3つ。日本のクラブシーンやクラブミュージックシーンは世界基準から大きく後れをとっている。

2020年に開催決定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、またクールジャバ

ンの推進に向けて、世界基準に追いついていくことが必要不可欠ではないか。クラブやクラブミュージックは経済効果としても大きく躍進を期待できるジャンルである。直接的な売り上げ、雇用だけでなく、ファッション、飲料、たばこ産業、食、ブランド、オーディオ、車、スクール等々、他業種にわたる関連売り上げや、それぞれの企業の宣伝効果が期待される。日本の企業力や発想力、アイデアによって、日本独自のクラブシーンやクラブミュージックシーンが形成され、それをアジア諸国へ展開して、いろいろなジャンル、食、酒、ファッション、これもクールジャパンとして日本から世界に向けて発信しているものだが、それによって全世界に向けて日本の産業をアピールできる、クールジャパン構想の重要なアイテムとなり得るのではないか。

以上、クラブの経済効果について説明させていただいたが、やはり今の時代に則していない法律を改正していただくことによって、より経済効果が期待できるジャンルであるということを訴えたい。

#### クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク

弁護士として、また発起人として、多様な業界を取りまとめているという立場でお話をさせていただく。私はこの1年間、ダンス文化推進議員連盟や規制改革会議とともに、どういう風営法改正が望ましいのかというのを検討してきた。その中で、関連する事業者の方とお話をしてまいり、ナイトクラブ以外、あるいはダンス教室以外、それ以外でもダンスというものを活用して、自分たちのビジネスを広げていく、その結果魅力ある都市づくりをしていきたいという多くの事業者の方がいるということを知った。非常に多様な業界が関心を持っており、ファッション、飲食、アート、建築、様々な領域の方が自分たちのビジネスの中でダンスというものを活用していきたい、ひいては、今、日本が国策として進めている成長戦略だったり、オリンピックに向けたいろんな取組、そういったところにどんどん貢献していきたいという思いがあるということを知った。例えば飲食。これは食は文化という言葉があるように、単に飲食を提供するのではなく、飲食の背景である文化をともに音楽という形で提供して、そこに人を集めて文化的な空間にしていきたい、そういう思いを持って飲食を展開されている事業者の方もいらっしゃる。ファッション。これもファッションのブランディングというのがとても重要で、音楽というものでファッションブランディングをしていく。ブランディングのために出資をして、ダンスのパーティーをして、そこで業界の人たちの交流を広めていく、そういったいろんな活用の仕方があって、そこはおそらく、まだこれからいろんなアイデアが出てくるようなところだなと思っている。

そういった多様な取組が、アイデアがあるが、現在の風営法に照らすと、これは風俗営業という形で、ダンスをさせる営業、これを風俗営業の枠に取り込んで、そこ以外では認めないという構造になっている。先ほどから非常に一律で硬直的な法律だというふうな指摘がなされているが、多様なレイヤー、社会的なリスクに応じた多様な規制のあり方、そういったものが今の風営法では全く欠落してしまっているという状況があり、新規ビジネスに取り組んでいく試みが大きく阻害されているという状況を目の当たり

にしてきた。そういった状況から、ジャンルを横断した事業者の方に集まっていただいて、もう少し柔軟にダンスというものに取り組んでいけるようなことを実践していきたい。法改正に向けて、いろんな提言を述べていきたいということで、取りまとめをしている。

#### クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク

タイムアウトは、1968年にロンドンで創刊されたシティガイドで、世界40都市、35か国11言語で展開している地域密着のシティガイドで、グローバルなメディアブランドになっている。世界でも非常に珍しいユニークな立ち位置のグローバルメディアである。現在、世界で2,800万人ほどユーザーを抱えており、2012年のロンドンオリンピックでは公式のトラベルガイドをやらせていただいた。

そういったグローバルなネットワークを持っていることもあり、ビジットジャパン、観光立国、クールジャパンの面でいろいろとお話をさせていただくことが多いが、その2点についてお話をさせていただきたい。

観光立国の面からだが、タイムアウトのガイドの中でも、とりわけ重要なのはナイトライフというカテゴリーの部分である。世界のタイムアウトの都市がホストとなって、インターナショナルなカンファレンスというのを開催しているが、彼らは会議の初日の夜から、その街のお勧めのクラブとかバーというのを4軒、5軒も朝まで回ると。そして、また次の日の朝から会議をやる。そういうようなスタイルでナイトライフというのを過ごしている。

ここ最近、訪日外国人2,000万人へということで、連日ニュースでも報道がされているが、訪日外国人対応の中で非常に残念なのは、このナイトライフというところをあまり取り上げられないことである。特に、政府も力をいれている MICE という国際会議の招聘、招致というのがあるが、ここに参加した外国人のビジネスマンから聞く言葉で、会議が終わった後、食事をして、夜の街にこれから出ようとしたときには、もう街が寝静まっているじゃないかというような声が多く上がっている。クラブ規制とかダンス規制の話が盛り上がっているときに、ネットでも夜は寝るもんだとか、夜中に何でわざわざ踊るんだみたいな話が出てたかと思うが、世界のトレンドとしては、ダイバーシティという方向性で、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり、それができているのがグローバルシティなんだと、世界をリードしている街なんだというトレンドがある中で、もっとそういった幅広い需要に対応できるまちづくりというのをすべきじゃないかと思う。それであれば、カジノ特区であるとか、あるいは決められたエリアの中で楽しめばいいじゃないかというお話も出ているようだが、そういうやり方で本当にその街全体が魅力的になるのか、あるいは街全体が経済効果を楽しむことができるのかということも考えるべきかと思う。

もう1点、クールジャパンの側面から、今海外で注目されているアーティスト、キャリアーぱみゅぱみゅとか、あるいは初音ミクとかダンスミュージックをルーツに持つアーティストが非常に注目を浴びている。キャリアーをとってみると、クラブカルチャーの要

素としての音楽とダンスというところと、原宿のファッション、これを融合して、かわいいというライフスタイルというのを打ち出すことによって、海外で非常に大きな市場を作り出そうという最先端にいる。最近、ユニクロとか楽天とか、やはり日本が海外でどんどん活躍しなきゃいけないということで、英語の公用語化みたいなことをされたりして、世界でビジネスするためには英語を使えなきゃいけないんだという動きがあるが、音楽も一緒に、こういったきゃりーとか初音ミクみたいな音楽のスタイルが海外で受け入れられているということが、クラブから生まれたダンスであるとか音楽というのが、世界の共通言語として、文化の共通言語として非常に重要なんだということを改めて感じている。

奇しくも、英語も義務教育で、ダンスも義務教育で教えましょうということになったわけで、それはグローバルな人材を育てるという意味では非常に重要な試みだと思う。ダンスに興味を持って、ダンスに打ち込んだけれども、街の中でダンスの活動をしようとしたら、ダンス規制、クラブ規制があって思うようにいきませんでしたみたいな、そういったちぐはぐな状況を何とか改善しなければいけないんじゃないかと思う。

タイムアウト東京の外国人記者が、日本でのダンスは御遠慮くださいというクラブ規制に関する記事を発表し、その記事は世界で 25 万件以上の閲覧数を記録して非常に注目されている。その記事が出た後、世界のタイムアウトの仲間たちから連絡をもらい、自分たちから見たら世界最先端の東京という街を有している日本なのに、どうしてこんな規制があるのかということで、彼らは非常に驚きをもって問い合わせてきたという現状もある。そういうグローバル目線で見るときに、非常に不可思議な規制で、この風営法の改正に世界も注目しているので、良い方向で改正を検討していただければと思う。

#### ラテンワークスコーポレーション株式会社

私は六本木でサルサクラブと、外資系企業で働く外国人を対象にしたブリティッシュパブを 20 年間経営している。本日は、サルサクラブの経営者としての立場と、また六本木の事業者としての立場からお話をさせていただく。

サルサクラブの経営者としての立場から、サルサクラブというのは、夕方の比較的早い時間帯から、インストラクターによる無料レッスンが店内で行われ、その後は飲食をしながら自由にダンスを楽しむ。客層は大体 20 代から 60 代までと幅広く、一番多い年齢層は 30 代、40 代といった大人の方々である。飲食をされるにあたって、皆さん、節度のある行動を取られていると感じている。同じように、飲食店の店内で踊りを楽しむペアダンスとして、アルゼンチンタンゴとか、ブラジリアンペアダンス、また社交ダンス、こういったものもある。このようなペアダンスを楽しむ飲食店の場合は、ほとんどのお客様がダンスを踊りたいといった目的のために来店される。そのためお酒を飲み過ぎてしまうと踊れなくなるので、泥酔しているようなお客様を見ることはほとんどない。店の内外での酔客のトラブルやけんかも、私の知る限りではほとんどなくて、もちろん性風俗につながるような営業も事件も起こったことはない。むしろ、私が別に経営しているイングリッシュパブのお客様の方が、大量にお酒を飲まれるので、大声でお話



をしたり騒いだりとか、とても賑やかである。これらのことから、ペアダンスと飲食を伴う営業が、他の飲食店と比べ、特に近隣に迷惑を掛けるというようなことはないと思う。また、これらは女性に大変人気があり、インストラクター、ショーダンサーといった職業としての女性の活躍の場の拡大にもなっており、女性雇用の一端を担っているのではないかと感じている。

私の経営するサルサクラブは、昨年の秋頃、警察による立入りを受けた。そして飲食店でダンスをさせているという点から脱法クラブという指摘を受け、数回の立入りや指導の後に、今年初めに3号営業の許可を取得した。この3号営業の取得というのはなかなか容易ではない。申請から取得までにかかった費用が、まず50万円。これはナイトクラブの方々だと、多分100万を超えるような金額だったのではと思う。

そして、3号営業をやるための幾つかの条件の一つには、未成年の立入禁止という1項がある。よって、お子様を含めたご家族での食事、レストランの業務としてはできなくなった。また、子供連れの母親のサルサレッスンの参加、又は子供を対象としたキッズサルサといったレッスンを楽しんでいただくこともできなくなった。同様に、外部から店内が見えないようにしなければならないので、それにより健全なイメージが損なわれてしまったような感じを受けている。また、申請から取得にかかった2か月間の間は営業をしてはいけない。そのため収入がない中、店舗の賃料やスタッフの休業保障その他大きな負担となった。取得後にできなくなったイベントも重なり、現在も補てんができていない状況である。

これは決して弊社だけの問題をお話ししているわけではなく、現在の規制の中では、サルサやブラジリアンペアダンス、フラメンコ、社交ダンス飲食店にとっても、3号営業の取得は容易でなく、また、要件上不可能である。私たちペアダンス飲食店の事業者にとってあまり大きな負担とならず、参入がしやすいような改正を期待している。

次に、六本木の事業者としての立場からお話しさせていただく。まず、規制が現状のまま緩和されない、又は仮に営業時間を延長するが用地要件が縮小されるような改正が行われた場合、起こるであろう憂慮すべき問題がある。それは当該地域の賃料の高騰である。既に六本木では、貸事務所業というような名目で風営許可が取れる物件を借り上げている業者が存在している。彼らの多くは、相場よりも高い家賃を事業者に請求し、ビルのオーナーに支払う家賃との差額から利益を得ている。風俗営業の許可申請に必要な書類として、貸し主からの物件の使用承諾書が必要になるが、これらの書類作成までも法外な値段を請求してくることがある。彼らの要求に応じない場合、事業者は許可申請ができなくなり、不本意にも無許可営業をすることになる。営業許可の取れる地域が限られれば限られるほど、彼らのような悪徳業者が更に利益を得ることになると思う。このような業者が入り込んでしまうと、ビルのオーナーの意向でも退去させることは難しい。これが仮に反社会な組織による借り上げや又貸し、居座りといった状況に陥った場合、再開発の計画までも妨害し、街の治安の悪化に直結することが容易に想像できる。まさに規制の緩和が、その抑止力になると考えられる。

改正に際しお願いしたいのは、あいまいな文言を避け、明快にさせていただくこと。今

までのような、どのようにも取れるような文言からなる文章というのは、意味をくみ取りにくく、事業者は何が合法で何が違反になるのかの判断が非常につきにくい。これは法律を守りたくても守れないことにもつながる。同時に摘発のリスクも伴うので、長期的な事業計画を立てることが難しくなる。そうなると、出資金も集まらない。結果、大手の優良企業の方々というのはコンプライアンスがしっかりしているので、摘発のリスクが大き過ぎるため参入を見送り、リスクを冒しても利益を上げようというような指向を持つ事業者だけが集まってくるようになる。そのあいまいさによってダンスイベントも事前に中止されるなど、今に至るまで多くのビジネスチャンスが失われ、経済的損失はかなりのものではないかと思っている。このことが人材確保にも影響し、良識がある人は取締りを受けるかもしれない職業というのは選ばない。優秀な人材というのは業界の体質改善にも不可欠である。事業者だけではなく、意識の高い就業者が多ければ多いほど、街の住民とともに街の治安の問題にも向き合うし、解決していく力となると思っている。今、六本木では、事業者の有志が集まり、街の浄化活動を展開している。週1回の清掃活動や、登校児童の見守り活動を自主的に行い、地元商店街との連携も強い。

最後に2020年の東京オリンピックはもちろん、海外では人気の高いラグビーのワールドカップというのも2019年、日本で行われる。世界各国から、日本を良く知らない観光客が大勢訪れる。過去のスポーツの世界イベントの後に、これはうちの店では世界空手選手権だったが、100名を超える予約が深夜に入ることがあった。イベント参加者や旅行者にとっても、深夜営業のクラブというのは大きな楽しみの1つである。また、平時においても東京ではたくさんの国際フォーラムや催事が開かれている。会議が終了した後は、在住や在外を問わず、大勢の外国人が六本木を訪れる。私のところにも大使館職員がダンスを楽しみに来店される。オリンピックの開催に向け、今後ますます需要が拡大、加速していくと思う。現在の規制の下では、これらの需要に対応するのは難しい。

香港に、ランカイフォンという街があり、これは政治の中枢にも近い、六本木に似た有名な深夜の繁華街だが、毎週末多くの人々が訪れる。ここは高騰する賃料によって店舗数が客の数に追いついていない。それが、飲料の価格に跳ね返ってきて、飲料の価格が割高になっている。そのため数百名から千名を超える人々が、コンビニで買ったお酒を路上で飲んで騒いでおり、これが大変な問題になっている。六本木、日本でこのような事態が今後起こるようなことがあってはならないと思っている。観光客を安全に受け入れる場所が必要となる中で、それらを合法的に営業させて、的確にコントロールしていく体制づくりというのが街にとって良策でないかと考えている。長い間、アジアの経済の中心だった東京から、今、シンガポール、香港に資本が流出しつつある。シンガポールではナイトクラブ産業というのが大きな観光資源の1つで、規制の改正が積極的に行われている。これが日本にできないはずはない。これから訪れる海外からの人々に、安全なナイトライフを提供して、やはり日本は信頼の置ける国だといような印象を持ってもらう。事業者としてその一端を担えればと思っている。将来を見据えた規制緩和の実現を期待する。

森ビル株式会社（取締役常務執行役員河野雄一郎）

森ビルは都市、特に東京都心部において、働き、住まい、文化、遊び、学び等が近接一体化することで都市活動、都市生活の効率化を図り、更には世界の人々を呼び込むという、複合用途のまちづくり事業を行っている。呼び込むというのは、観光客のみならず、世界中の人々が日本人とともに住み、交流して活動する場や機会を創出することを目指している。

東京におけるまちづくりは、国家的な視点ということを持たなければいけないと思うが、経済に関する諸々のこと、さらには文化を世界に発信し、また日本に引きつける等の取組が非常に重要だと考えている。

外国企業、外国人にとって魅力的な都市というのは必ずしもビジネス環境ばかりではないと捉えている。外国人は、観光客のみならずビジネスマンも、夜中に健全で安心して楽しめる場所を求めているというのは明らか。また、グローバル化、ICTの進化によって、時間の使い方も変わっている。ライフスタイルの多様化に対応するためにも、夜や深夜の使い方というのは、これからの社会的な課題だと捉えている。

そうした中で、ダンスや音楽を深夜でも楽しめる場所を作るとは、経済効果はもとより、人々の交流の場ともなる。更にビジネスチャンスや新しい文化、産業、雇用、消費の拡大が期待できる。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、都市の魅力向上を図る上で重要なテーマだ。特にダンス、音楽というのは文化、それも民族文化である。外国人が自国の民族文化を風俗という括りで規制されていて面白いわけがない。一部の大使館が外務省に抗議したという事実もあったと聞いている。

ダンスが風俗という括りではなくて文化として捉えられる、そういう社会になることを期待している。私も風俗行政という括りではなくて、文化行政という括りで、この場に参加させていただきたかった。

六本木で11ヘクタールの再開発、六本木ヒルズを2003年から開業している。ここは、柵や門が全くない、広場が完全に開放されている再開発である。夜間あるいは深夜に変なお客様が入ってくるんじゃないかという懸念は正直私どもも持っていたが、結果は要らぬ心配だった。管理がしっかりしているところには酔客や変な人は入ってこないということが実証されている。それから、六本木ヒルズの中にグランドハイアットホテルがある。ここではマデュロというバーがあり、当初、深夜の生バンド演奏を入れていた。特に規制も誘導もしているわけではなく踊りたい人は自由に踊ってくださいとしていた。

これは、全館の中に主食を取れるレストランがあるので、個別のバーには深夜酒類提供飲食店の規制が適用されないという判断をもって営業していた。しかし、個別のお店ごとに判断しなさいというご指導があり、それまで何の問題も起こっていなかったが、特にコンプライアンスに厳しい目を持たなきゃいけないという点から深夜の演奏を中止したところ、明らかに売り上げが減少した。

そもそも、セックス、薬物、暴力、近隣への迷惑行為の原因のもとがダンスなのかと

いうことは、私は大いに疑問を持っている。ストレートに言えば、営業側と客側のモラルの問題と言い切っているのではないかと。子供へのしつけと同じである。悪いことをしないように厳しく指導し、悪いことをしたら厳しく叱ると。これをしないで野放しにすれば、どんどん悪いことは広がる。しっかりしたルールのもとに、そこを破る人には厳しい刑罰を処すということではないか。悪質なものは、一発免停でいいと、それぐらいの覚悟を持って事業者側も取り組むべきではないかと思っている。こっそり営業するからトラブルが起きても警察に通報できないということを聞いたが、そもそもこっそり営業するからモラルに欠けてる人間が営業してると思われても仕方ないし、そう言わざるを得ない。

しかし、現行の風営法を運用している限り、この問題は解消されない。文化性は認めるけれども危惧があるからやらせないという考え方ではなくて、文化性を発展させるために、どうやったら安全に運営できるかと、この視点でぜひ考えていただきたい。厳しい規制ではなく、しっかりとしたルール作り、これが大切なのではないかと考えている。

これはまさに日本だからこそ、日本人だからこそできる。規制を守ることは、規律を守ることは決して難しいことではないと思っている。

それでも、迷惑行為に対する懸念はあるだろう。店側や業界が街の清掃等、地元行事への積極的参加などを行う等して、業界側・店舗側も地元と一体になった活動をしながらか理解を求めていくということが重要だろう。

この手の話ではいつも六本木が風紀が悪い代表と言われて非常に心外であるが、町会、商店街、企業が一体になって、自主的にごみ処理や通学児童の誘導等も行っている。

私も地元商店会の方々と一緒に協力し合って、むしろダンス文化の手本となるような街を作っていければと考えている。

#### 株式会社河合楽器製作所

当社は、ピアノ、鍵盤楽器を作っているメーカーであるが、教育事業を長年にわたって経営の大きな柱にしている。特に音楽教室は、ピアノの習得を目的に、全国に教室事業を展開している。生徒数は十数万人である。もう1つ、体育教室があり、社内に体操部があって、塚原選手は当社の社員として金メダルを取った。そういう企業内クラブから発展をした体育教室事業を展開しており、全国の幼稚園、公共施設等々で子供たちの体力増強、最近では児童の体力低下、それからロコモティブ症候群というのが懸念されている中で、当社の体育教室というのは注目を浴びている。

当社は、体育事業の中でダンスというものも取り上げたいと過去に計画したが、風俗営業という障壁があって、参入を躊躇した。風俗営業が改正されて、ダンスが自由にできるという環境の中で、このダンス事業というものも、教室事業のカリキュラムの一環として進めようと計画をしたいと思っている。特に、音楽とスポーツを合体したものは、やはりダンスで、社としても企業理念、それからシナジー効果というものもあり、企業のイメージの向上につながるものと考えている。今、中学校ではダンスが正課になっており、このダンス教室については、需要の拡大というものが見込まれる分野でもあると

考えている。

しかし、ダンスがいかがわしいという前提に立った風営法があることで、当社としても企業イメージに合わず、そこに踏み込めないということが現在のスタンスである。今、若い人たちはダンスをごく自然なものとして捉え、よさこいソーランなど全国的に広がりがある。EXILE がやっているヒップホップ系のダンスはNHKでも放映されている。過去には、社交ダンスもNHK教育テレビで講座として放映されている。ダンスというのはジャンルを問わず、音楽に合わせて体を動かすという人間の本来の本能であり、人間の根源的な喜びの表現でもある。言い換えれば、ダンスをやるということはいかがわしいとか忌まわしいものであるということを経験している風営法があるということが、ダンスを阻害する大きな要因ではないか。風俗営業というのは、健全な青少年の育成を守るという法律であることから考えれば、ダンスをすれば子供たちが不良になるという前提の法律であるという中で、我々が子供たちにダンスを普及をしようということは非常に矛盾が出てくる。仮に、ダンスが青少年に与える影響があるとすれば、外国のダンス文化が普及している国々、例えばブラジルでやっているサンバ、オーストリアのウィーンワルツとか、英国、欧州を中心とした社交ダンスというコミュニケーションとしてのダンスが一般的な生活文化の中に根付いている国々の子供たちは不健全ですかという話になってくると思う。決してそうではないということは、他国の状況を見ても分かることではないか。

現在、日本でも、ヒップホップ、ジャズダンス、エアロビクス、サルサなど、本当に若者たちは音楽に合わせて体を動かすということに対して表現も豊かであって、今までの子供というのは奥手で、なかなかそういうことを表すことができない。我々の小さいときもそうであったが、今の子供たちはそうではない。彼らは非行少年かといったら、決してそうではない。ダンスを法律で取り締まることに無理があるのではないか。文化国家として、世界に対して恥ずべき法律ではないかと思っている。そういう意味では、どこかの独裁国家よりも、まだレベルが低いのかなという気がしないでもない。

当社としては、教室事業、スポーツ事業の中でも、ダンス参入が可能になることを望んでいるが、これは単なる事業目的ではなく、ダンスを健全なスポーツ文化として根付かせたいという思いがある。ダンスが自由に踊れる環境、場所がなければ、教室で習う必要もなく、この風営法からダンスが除外されない限り、ダンスの健全性というのが担保されないのではないかと思っている。したがって、当社としては、第4号の教室経営という部分だけではなく、その習ったダンス、素晴らしい文化としてのダンスを、どこでも踊れるような場がなくてはいけない、せっかく習っても、踊るところには18歳未満は入れないとか、そういう様々な忌まわしい規制を撤廃することが、文化国家としても必要ではないかと思っている。

#### 委員（質疑）

日本ナイトクラブ協会にお伺いしたい。自主規制基準を作っておられるが、どのくらい守られているのかという実態と、守らせるための何かしら工夫をされてるのかどうか

ということをお伺いしたい。

日本ナイトクラブ協会（応答）

どのくらい守られているかという、全部守られている。どのように担保しているかという、当協会では、定時総会を最低限月に1回開き、臨時総会、理事会を合わせると、月に2、3回は全員で会合する場がある。その中で問題点を共有し、周知徹底することと、渋谷、六本木においては、みんなでパトロールをしたり、事業者の方の有志でパトロールをしたりして、ちゃんと守っているかどうか見ているというようなことで担保している。

委員（質疑）

全部守られてると言われると本当かという感じもするが。

日本ナイトクラブ協会（応答）

それは信用していただきたいとしか申し上げられない。自主規制基準の12条以下を見ると、ナイトクラブ内だけではなく、近隣の住民の方も交えた自主規制というか、問題の防止というところはあるが、確かに努力はしているけれども、どれだけ成果があるかというのは今後住民と折衝が必要であるとは申し上げておく。

委員（質疑）

Let's DANCE 法律家の会にお伺いしたい。法律で規制する場合、基本的に建て付けが一律規制になるが、そこを営業の種類によってどう変えるかというところをうまく作れるかというのが、技術的に難しく悩ましいところだと思う。資料の最後に、弊害にはより実効的な個別法規対応が有効と書いてあり、これはどういうことを念頭に置いておられるかということと、もう一つ、クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワークの資料の要望書には、営業する場や時間帯、営業内容等の実態に則した形で規制レベルを変えてはどうかという議論があり、これももう少し具体的に敷衍されるとどういうイメージかということをお伺いしたい。

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会（応答）

規制の建て付けの問題であるが、非常に難しいと思う。我々が主張してるのは、今の第2の質問の個別規制の問題と関わるが、現状において風営法というのは、ダンス営業許可を取れば、こういった構造要件とか営業時間というところに規制がかかるが、議論されている酔客の問題、粗暴事案の発生、これについては、直接的にそれを規制する建て付けにはなっていないと思っている。

現在、ダンス営業とカテゴライズされているものの中で弊害として指摘されている、騒音の問題、い集、粗暴事案の問題、薬物、性犯罪の問題、これはそれぞれ個別法規で直接的に対応する方が、より抜本的な解決、直接的に解決できるのではないかと考えて

いる。ここを抜きにして、大きく網をかけるというような規制の仕方自体が、もはや、今指摘されているような弊害を解決するための実効性を欠くのではないか。

我々の主張は、基本的にはダンス営業規制というものを削除すること、そして、現在、深夜酒類提供飲食店という規制のカテゴリズがあるが、例えば、カラオケ屋とか居酒屋、これはお酒を出して人が集まるという点では、他のダンス営業の形態とあまり変わらないので、せめてそのレベルの規制にすべきではないか。その上で、騒音の問題、い集の問題などについては、もっと規制を強化すべきだと。騒音についてもっと罰則が必要であるとか、強い規制が必要なんじゃないか、ということであれば、それについては積極的に実効性のある法改正というのを図っていけばよいのではないかと考えている。

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク（応答）

基本的には、いろんな営業の仕方があると思っており、一番最初にクラブとクラブカルチャーを守る会が例として示したように、ダンス中心のお店、お酒中心のお店、あるいは食事中心のお店、それぞれ時間帯も、昼間、夜、いろいろある。音量だったり照度だったり、そういったところを基準にして、比較的、社会的なリスクが高いと思われるところから低いところ、それぞれ業態が3つくらいに分けられると思うが、その業態によって規制を区別していくのがいいと思っている。

あと、森ビルがおっしゃっていたことも非常に重要だと思っており、参入規制を強めるとい形になると、既存でやっている事業者もあり、どうしても脱法的にやらざるを得ない事業者が出てきてしまう。警察と連携できない、地域活動に参加できない、事業者組合を作って組織的な取組ができない、入口を閉めてしまうことによって、どうしてもコンプライアンス的なところで入ってこれない事業者が出てきて、潜りになってしまう。入口を閉めるのではなくて、具体的なトラブルがあったとき、それを実効的に営業停止等の事後的な処分で行っていく、健全なところを伸ばしていく、問題のあるところを正していく、正さないところは撤退させていく、そういう仕組みが必要と思っている。また、こういった事前の参入規制ではなく事後的な処分中心の仕組みは、Let's DANCEが述べているような個別法規での取締りを実効化していくという点でも重要に思う。

委員（質疑）

森ビルにお伺いしたい。再開発でまちも随分変わってくると思うが、風営法では、学校、病院からの距離によって規制があるが、地域規制についてご意見があればお聞かせいただきたい。

森ビル株式会社（取締役常務執行役員河野雄一郎）（応答）

今の距離規制は、平面的に見ている。最近竣工した虎の門ヒルズのように足元に店舗が入って、その上にフォーラムがあって、オフィスがあって、住宅があって、ホテルがあるという、複合の用途構成になっている。ここには、ご指摘の病院系や学習系の施設はないが、そういったものも今後複合的に組み合わせる可能性があるので、一律に

距離ということはどう測っていくのか。つまり、横ではなくて、縦積の場合、どう考えていくのかということは重要。その場合には、導線が区別されているとか、騒音のレベル、そういったことについてどう考えていくのか。

これからは、どんどんまちづくりは変わっていく。従来の建築基準法であったり、風営法も含め、その部分は別な条項で、その時々に合わせて変えられるようなことになれば幸いである。

委員（質疑）

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワークにお伺いしたい。現在、中央区、港区、渋谷区、新宿区の営業集積地域に限定されているが、これについてご意見をお聞かせいただきたい。

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク（応答）

レストランとかクラブ、これは比較的小規模な店舗が多くて、しかも街の中に多様な形で散らばっているというのが今の状態。クラブというのは、小さなコミュニティで、いろんな音楽を好きな人たちが集まって楽しんでいるという性質があるので、あまり大規模な商業地域で大きなお店を構えるということに性質上なじまないということがある。大規模な商業地域に限定、指定された地域に限定してしまうと、おそらくほとんどのところがクリアできなくなって、潜りでやらなければいけないということにつながってってしまうと思う。

あと、ダンスではなく深夜の遊興という形で規制していくという案が出されていると思うが、遊興となると、もっと広い店舗を広く規制してってしまうという懸念があり、この点については、コンサートプロモーターズ協会、これは非常に巨大な業界団体であるが、問題意識を持っている。

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク（応答）

コンサートプロモーターズ協会は、コンサート事業者で全国に60社あり、年間3,000万人ぐらいのお客様に見ていただいている。我々と風営法が関係するとは一切考えていなかったが、ライブハウスに関係しているため、こちらに来ている。遊興という中にライブが入ってくるという問題で、我々の施設がどういうふうに扱われるかというのは非常に興味があるが、興味があるというのは心配をしていることでもある。ライブの形態もどんどん変わっており、ダンスの複合体とか、DJとかと複合でやるとか変わっているので、ライブエンターテインメントの現状をお知りいただき、これがどう発展していくのかということも含めて、この風営法との関連性をご再考願いたい。

委員（質疑）

日本ナイトクラブ協会と西日本クラブ協会にお聞きしたいが、現状に則して深夜営業の時間帯の改正を求めているが、具体的に何時まで営業が許可されると現状に則してい



るのか。これは多くのご意見があるかもしれないが、その時間をお聞きしたい。仮に法改正がされて延長された場合、午前6時までという意見が議連案としてあるが、午前7時15分ぐらいからは子供たちの登校時間であったり、出勤の時間にも重なる。そういったことも含め、時間帯について、もう少し具体的にご意見をお伺いしたい。

もう1つ、営業地域について、現行の法律では、住居集合地域あるいは保護対象施設から100メートル以内は営業できないとなっているが、現状を知る限りでは、多くの場合、人が住んでいたりと、あるいは学校や病院があるわけで、営業地域について、特にご意見がある団体があれば、非常に関心があるので、伺わせていただきたい。

#### 日本ナイトクラブ協会（応答）

時間に関しては、午前5時というのが、当会の仮の議論の結果になっている。というのは、私たちは、夜の街をお預かりすると考えており、朝5時に営業を終了し、お客様に帰っていただき、その後、街を私たちがきれいにして、昼の街にお返りする、昼の顔にお返するというふうに捉えることにしている。それが、午前5時なのか6時なのか、これから他の方のご意見も聞きたいと思うが、当会としては、朝5時には営業を終了すると考えることにしたところである。

2点目の地域規制の要件については、サルサクラブや体育教室は別だと思うが、ナイトクラブに関しては、現行の風俗営業の立地規制に近いものが必要なのかなと思っている。というのは、当会のことを述べると、ナイトクラブが病院若しくは幼稚園の横にあるというのは街になじまない、適切ではないというふうに考えている。ただ、地域規制を外すというところを一律に切ってしまうと、これは議論がある。クラブという呼称が何を指しているのかというのがあいまいである状態で一律で文言で規制すると、また同じような、あれはどうなんだというような枝葉の議論が発生すると思うので、一律に申し上げにくいですが、当会としては、ナイトクラブが幼稚園若しくは病院、そのようなところの隣に、要件が緩和されたからといって、あるというのが正しい形であるかどうかと言えば、正しい形ではないという認識である。

#### 西日本クラブ協会（応答）

営業時間については、やはり午前2時、3時とかになると、お客様にその後どうしていただくかということになるので、やはり午前6時ころ、大阪でも午前5時10分、20分ぐらいから電車が動き出すという状態なので、やはり6時頃まではやらせていただきたい。あと、委員が懸念された午前7時過ぎたら通学とか通勤があることに関しては、通学路周辺等においては、午前7時とか8時という頃には、お客さんがはけているという状態を作る。それを考えたら、午前6時とか6時半ぐらいまでになると思っている。

地域規制に関しては、私の意見としては、そもそも住居系地域、商業系地域、いろいろあると思うが、これは本来、風営法というより都市計画の問題であって、都市計画上の住居地域であれば、やはり住居系のものが優先であろうし、商業地域ということであれば、商業目的利用を、その場所、土地を使わせていただければと考えている。

委員（質疑）

ダンスが風俗という言葉と結びつくのはとんでもないというのは、もう異論のないところだと思う。ただ、警察の側でも、性風俗と風俗営業はまるで違うのだが、国民一般は性風俗と風俗を連続的に理解している。そこを何とかしなければならない。河合楽器製作所のおっしゃるような、ダンスが風営法で規制されるからやりにくいというのをなくさなければならないというのは、誰も異論がないとは思いますが、一方で国民一般から見ると、今、日本で一番話題になっている危険ドラッグ、それが一部のクラブでかなり使われてるのではないかと疑念を持っているのも事実である。そういうのをやらないようにさせればいい、それを直接規制すればいいと言うけれども、危険ドラッグの規制の側から言うと、直接規制が難しいから温床を断つというのも政策として考えられる。これらがぶつかり合う中で、両方がある意味で責任を負うというか、そういう疑念に対して証明責任をクラブの側で負うということ。つまり、透明性を示してもらいたい。そんな危険なことはやらせてません、子供は入れてません、子供に酒を飲ませてません、ということを示していただくということに関してのご意見はどうか。法律家なので、皆様を代表して、Let's DANCE 法律家の会にお伺いする。

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会（応答）

ご趣旨としては、各事業者において、どういった形で、そういうことに関わっていないということを証明するということが。

委員（質疑）

大きな流れとしては、自由にやれるようにするのはもちろんだが、一方で問題があるときに、業者の側でも責任を負うことについてどうかということ。そのため、今流行の言葉で言えば、透明性というか国民に対しての説明義務だと思う。それについてのお考えを伺いたい。先ほど、法律家の会は、薬物は直接規制すればいいじゃないか、性的な問題も、直接やるのが本道だと。それは間違えておらず同意見であるが、それだけを通張ると通らないということである。

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会（応答）

事業者共通した思いだと思うが、実際問題として、今の風営法の3号営業規制というのは非常に厳しい。厳しすぎて許可が取れないという店舗があって、許可を取らずに実際営業しているとか、許可を取った後でも、店舗内のいろいろな内装、こういうものを少しでも動かすと届出の義務があって、その違反の可否ということが問われる。非常に厳格な規制のもとでやっているのだから、事業者側としては、例えば店内で何か問題があったときも、すぐに警察を呼べない。警察を呼ぶと、自分たち事業者側が何かお咎めを受けるんじゃないかということについての怖れを持って営業している方が少なくないと思っている。よって、ここをカラオケ店並み、深夜酒類提供飲食店並みの規制基準に

緩和することで、逆に透明性、警察をすぐに呼んだり、この店舗についてはこういうことがあったということを申し出て、地域で協議できる体制、そういうことが整っていくのではないかと考えている。

委員（質疑）

要するに申し上げたいのは、両方がやはり歩み寄るということ。そのところで、国民に対し、安全である、健全であるということを説明するということが必要である。

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会（応答）

そういう意味では、例えば、警察官立寄所、子供110番みたいなものということか。

委員（質疑）

もっとソフトなものもいろいろあると思うが、それも工夫だと思う。

Let's DANCE 法律家の会・署名推進委員会（応答）

ご趣旨も踏まえ、検討してまいりたい。

## (2) 関係団体からのヒアリング（商店街振興組合等）及び有識者委員との質疑応答

六本木商店街振興組合

六本木の街は、いろんな問題を抱えている。その抱えている問題を良くしていこうという形であれば、ぜひ変えていただきたい。街の問題点として抱えているのは、営業が終わった後の朝方の酔っ払い。その人たちのビジネス、子供との交錯で非常にトラブルがある。それから店を出るときの騒音とか、店の付近に座り込んでダベリングをしているという状態が続いている。それから路上での飲食から、ゴミが非常に散乱してしまうということもあって、店舗の騒音、路上の客引きとかというような問題が発生している。

ダンスに関しては、健全なダンス文化の発信拠点と考えており、来訪者が安心して楽しく遊べる街、利用者の増大によるにぎわいの拡大、そういうようなことで街自体が潤っていききたいと考えている。観光としては、国際都市、オリンピック開催予定地として、外国人観光客を考えており、今は中学校でもカリキュラムとしてダンスが盛り込まれていることも考えると、風営法が時代背景からかけ離れた内容になっているので、その辺を考えていただきたい。クラブ営業に関する警察との意見交換で、店内のトラブル、けんか、窃盗、薬物の問題、深夜に飲んでる人の街への影響、それから不良の連中のたまり場になって、犯罪につながっていくと。薬物の取引、未成年者の身分証明書の偽造とか、未成年者の飲酒等は心配される。

我々としては、風営法の見直しに向けて、ダンス規制は原則撤廃すべきであると、その街の実態や特徴に合った規制やルールの運用余地を設けるべきであると思っている。ダンス提供事業を風営法から外しても、ナイトクラブ等が、風営法が外れたことによって、その人たちがダンスをやるんだという形で申請されると、なかなか内容的に紛らわ

しい関係のものも出てくるんじゃないか、その辺をうまくチェックする機能が必要である。それからいわゆる小型店、大型店という面積によって差別するという考え方があるが、実際問題として、小型店がいろんな問題を抱えている。踊りをやるところも出てくるだろうし、飲んだ後、外へ出てギャーギャー騒ぐ連中というようなこともあるから、面積の規制というのは、一体にしていっていただきたいというのが要望である。

それから、今やってる六本木の界隈の地域性を考えていただきたいということと、もう一つは、ダンス提供事業は音楽を伴うので、ある程度騒音に対しても規制をしていただきたい。それと、隠れた形で営業しているクラブの店舗を正規の営業にして、警察との連携強化を図って治安向上につなげていきたいと考えている。隠れたものが規制から外れることによって、優良な企業団体が参入してくるという期待感も持っている。

商店会としてできることは、クラブの人たちと、あなたたちの今やってること自体良くないんだから、もうちょっと地元と協力するような形で参加してもらえないかというような話をしながら、彼らも6団体ぐらいはボランティアとして金曜日の夜、六本木をきれいにする会という清掃関係をやっている。ここ3か月くらいから、それに参加するようになった。地元の人と協力体制を作るという形に少しずつ変わってきている。

クラブ事業者と組合の設立、あるいは六本木の街に合った自主ルールの設定と実施の徹底及びその確認、ルールに基づく街との共同体制を築く。ルールが守れる店舗とそうでない店舗、良い店、悪い店を明確化していくことと、良い店のバックアップをしていくということを考え、営業が法的に適正となった場合はクラブ事業者は商店会に加入していただきたいと、一緒になってやっていこうという考え方で、共同歩調を取れるところは取っていこうという形で、商店会としては動いている。

#### 六本木町会

私はクラブに行ったことがないが、20数年前にディスコがはやった時に、私も協助手員として、夜、警察の方と一緒に補導に回ったが、あのときの状態が今のクラブの中の状態じゃないかと思っている。薬物が本当にひどいもので、私らが行ったときには、注射で打つ時代だったから、すぐ注射の痕を見たりしていたけれども、今は、水で簡単に飲めるようになってるし、このようなことは六本木のクラブの中では往々にあるのではないかと思っている。以前、ロアビルの中で、女性の集団暴行事件もあったが、そういうことが二度とないようになりたい。

今月、午前5時半頃、しばらくぶりに六本木の街を見ようとして街へ出た。そうしたら、六本木の交差点からロアビルまで、両側の歩道上に、クラブから帰る方がアルコールが入っている状態でずっと立っている。今、六本木三丁目側を電線地中化の工事をしており、そこに車線規制がされているが、その安全地帯の中に入って、座ったり寝転がったりして、お酒を飲んだり、騒いだりしている状態である。また、六本木に2軒、外国人がやっているケバブ屋、その音楽がまたものすごい。夜よりも朝行ったときのほうが大きい音がして、もう大変な音を出している。そういうことは、少し厳しくできないものかと思っている。それから、ロアビルから共同墓地の方へ回ると、やはりそこに

もクラブが数軒あり、そこからも音楽が流れて、大変うるさくてしょうがない。横へ入ったところを見ると、ちょうど地下が道路と一緒ぐらいの高さになっていて、その換気扇の穴から、またすごい音が、クラブ音楽が流れてきている。もう1、2軒先へ行くと、突き当たりのビルの地下から、やはり同じような音楽が流れてきている。近所に住む方は、本当に夜はうるさいんじゃないかと思う。区の方にもそういう苦情の電話が非常に多いということで、今回この席で言ってきてくれないかということでお話ししている。

それと、夜は夜で外国人の客引き、十数年、六本木も会を作って、いろいろやっているけれども、なかなか思うようにならない。警察も一生懸命やっていただいているが、どういうわけかなくならないで、それをオリンピックも近いし、あれだけでもなくなれば随分六本木も良くなってくると思う。女性の会員からは、そういうのがあると女性は怖くて歩けないというような電話が数回あった。他の人からも、また同じようなことを言われて、何とかしてくれということなので、六本木からそういう人をなくしてもらいたいと思う。

昨年、六本木近郊の12町会を回り、皆さんからいろいろと意見を聞きながら、また、麻布警察署長、港区長、東京都の青少年対策本部長へ陳情書を持っていったところ、六本木近郊で3件、霞町でも1、2件に警察が入ったと思うが、そうすると、業者からお客が来ないという声も耳に入ってくる。

町会には、六本木にはクラブというのは必要ないと、昔の静かな六本木でいいんじゃないかというような方も何人かいる。別にクラブを全部なくせということではないが、許可を取ってるクラブと許可のない潜りでやってるクラブ、どのくらいあるか分からないけれども、今の状態では、夜は怖くて歩けないというような町会の女性が多い。何とか客引きをなくす。全部なくすと言っても難しいが、もう少し少なくしてほしい。

六本木を少しでも良くしようと、区でも安心・安全憲章というのを作っているし、みんな一生懸命やっているから、商店会も入っていただいて、少しでも飲食店がよくなるよう、どうしてもアルコールが入るとそういうことになるが、悪いことをしないようにしていただきたい。地方からも気楽に来ていただいて、また笑顔で帰れるような六本木に、ぜひなってもらいたいと望んでいる。

#### 委員（質疑）

六本木商店街振興組合に伺いたい。最近金曜日にクラブ事業者等の団体と清掃活動を、3か月間定期的に行われていると聞いたが、ダンスをさせる施設の問題点は、騒音のみであって、他にも、居酒屋、カラオケ、バー等もあり得ると。騒音については、そのクラブ事業者と話し合いをされてきたのか。

#### 六本木商店街振興組合（応答）

具体的にはまだまとまっていないが、そういう話し合いはしつつある。最初は彼らも自分たちの営業だけを考えて、足の引っ張り合いで、自分らで他の店の中傷をして、あそこは違反してるんじゃないかと、そういうような、全てがお互いに一匹狼の営業をし

ていたという話だが、ここへ来て、いい方向に行くならば自分らでまとまらなくてはいけないということで、地元に対しても協力体制という形ができたところである。

六本木商店街振興組合（応答）

六本木の問題点というのは多々あるが、客引きの問題も随分言われており、騒音の問題もあるが、客引きに関してはクラブの人間が客引きをやっているわけではない。外国人のバーとか、そういうところの人間が客引きをやっているの、その辺が割とごっちゃにされがちである。客引きとか酔客の問題は、クラブに限ったことではなく、唯一、騒音ということに関しては、クラブから音が漏れるということがある。

我々は、六本木の街でクラブ事業者とある程度連携を取りつつあるが、今、13事業者と話をさせていただいていて、そこは割と大きな箱で、防音設備もちゃんとしているし、そこから音が漏れてるということは一切ない。大きいところと小さいところを区別していくと、問題が起きやすいのは小箱である。換気扇から音が漏れてても、いっこうに平気な顔をしているようなところ。そういうところは、残念ながら、まだ我々のそばに来ないので、話し合いができていない。

風営法の改正が自分たちの大きな問題だというふうに見ている大箱の人たちは、これを機に地元とも連携を取っていかなくちゃいけないという意識は徐々に芽生えている。そういう人たちとは、いい形で話ができている。例えば、お宅の店に対して騒音の問題が起きてるよ、クレーム来てるよという話をすれば、十分聞く耳は持ってくれているような気はする。ただ、小箱に関してはまだまだそこまでいっていない。

委員（質疑）

六本木商店街振興組合にお聞きしたい。法改正の議論の1つに営業時間があるが、皆様のお立場上、現状を踏まえて、ご意見があればお聞かせいただきたい。

六本木商店街振興組合（応答）

現行法で、六本木は12時ではなくて午前1時まで営業できるけど、それ自体では営業が成り立たない。それで、どうしても朝まで営業していくという形になっているので、それなら最初から営業時間を朝の5時とか6時とかに延長してもらえれば、それで解決する問題と思う。

六本木商店街振興組合（応答）

我々としては、一応午前5時までの営業ということで事業者とは話をしている。六本木は御承知のように、いろんな要素が混在している街なので、午前6時となると、朝の顔、昼の顔というところ、通勤とか通学とかいう場面が出てくるので、午前6時まで営業されると昼間と被ってしまう。法律上どうなるかは別としても、我々は地元の事業者とは午前5時までというルールづくりをしていきたいと進めている。

委員（質疑）

朝5時に散歩されていて、道路にべったりと人がいる。それは、町会の声として、問題があると思ってらっしゃるのか。午前6時より前ぐらい、道にいても騒いでるわけじゃないから、そんなに困らないというふうにお考えなのか。今の現状でクラブが終わって、午前5時過ぎに道路を占拠しているというような状況についてはどうお考えか。

六本木町会（応答）

朝5時に終わって、皆さんすぐ帰宅すればいいのだけでも、平日ではそういう方も結構いるが、私が見た日は日曜日ということで、ほとんどの方があの辺にたむろしてたんじゃないかと思う。横道に入っても結構いたし、そこでまた道路に出て、今工事の車線とか、鉄で囲ってあるから、その中に入ってまた1杯飲んでる方もいる。大の字に寝っ転がって寝てる方もいる。やはりそれは変わらないんじゃないかと、同じような状態になると思っている。これはお客さんのマナーなので、お客さんはアルコールが入るから、なかなか無理だと思う。

委員（質疑）

六本木商店街振興組合にお伺いしたい。資料の中に立地規制について書いてあり、その地区特有の基準が使えることが必要ではないかというのは、具体的にどういうことを想定されているのか教えていただきたい。

六本木商店振興組合（応答）

クラブから出てきたお客さん全てが、ギャーギャー騒いでいるわけではない。例えば、バーで飲んでる人たちとか、食事した人たちが出てきて騒いでるとか、その色分けは全くできていない。だから、現実においては、そういう時間の規制を外すということは何かかという、そこまでやれば、お店のほうでも自主的に自分たちでコントロールして解決する問題、例えば、お客様に対して、外へ出て騒ぐのはやめてほしいというような話とか、逆に、そういうことがあったら、規制して、その店は何か月間か営業停止にするというような形を作ることによって解決していくのではないかと。今の状態でいくと、やっちゃいけないことをやってる。お店の中で薬をやってる人もいれば、けんかをやってても警察に連絡が取れないと。自分らが違反してるから。そういう違反をしないようにするにはどうしたらいいかという、営業時間を延長することによって、自分らは利益が取れるという話になるならば、じゃあそれに対してあなた方、営業に関して、お客さんに関して、自分らの責任を取りなさいよと、そういうような形のルール作りというのは、地元の人間としては言えると思う。

委員（質疑）

ということは、事業者との間に個別の協定みたいなものが結べて、それが守られるのであればそれでもいいという趣旨か。立地規制という、どこに建てていいかという

お話かと思ったのだが。

六本木商店振興組合（応答）

例えば、四丁目がいいが三丁目は駄目というような、そういう町名的な形で制限されると困る。六本木の場合は、三丁目から七丁目まで全てで営業しているので、そういう立地規制になると困るということである。

六本木商店振興組合（応答）

例であるが、三丁目のロアビルの向かい側に小さな児童遊園がある。その児童遊園を使っている人は誰もおらず、子供が遊んでいるところなんて見たことがない。全部柵で囲われていて、誰が使えるんだという状態。でも、この児童遊園をなくすと、いわゆる用途規制ができなくなるからということで、そこに置いてるような状態である。その周辺のクラブ、バーは風営法の許可が下りないので、バーという形で営業しながら、深夜、朝までやって踊らせてるということがある。違法状態で実態的にダンスをさせる営業で、中で何があっても通報ができない、警察と連携できないという最悪の状態になっている。そういうところが、いろんな場所にあると思う。言葉1つで規制するのではなくて、その実態に合った規制の仕方というのをお願いしたいと思っている。

委員（質疑）

素朴な疑問だが、六本木は他の地方よりはるかに外国人がたくさん訪れていると思うが、現状、酔客の問題であったり、たむろしているというような問題行動をされているのは、外国の方はあまりいらっしゃらないのか。2020年には、外国人客をお迎えするという立場で、六本木は大変活躍をされるんだろうと思うが、現状を教えてください。

六本木商店振興組合（応答）

現状は最悪である。というのは、外国人が立ちんぼして、外国人に対して声を掛けて、自分らのお店に連れていくというやり方をとっている。外国人は日本人に対して声を掛けない。外国人に声を掛ける。ある大使館は、六本木で遊ぶなという情報を出している。そういう店を淘汰したいというのが地元の人間の考えである。しかし、外国人に対しては、なかなか規制がしにくい。ケバブ店は、某大使館が経営してるとか、そういうような現状もある。六本木には44の大使館があるので、そういう点は非常に難しい問題だと思っている。地元としては、毅然と立ち向かってやっているがなかなか難しい。地元の警察と一緒にやっていく。

大阪市中央区御津連合振興町会

我々御津連合振興町会は、大阪ミナミ、心齋橋筋店街、御堂筋を挟んで、その西側に広がる通称アメリカ村を含む、東西250メートル、南北650メートルの地域の住民自治会で、11の町会から成り立っている。通称アメリカ村には、このうち9つの町会があっ



て、ここに約 550 所帯、約 730 名の住民が住んでおり、それから大小 1,150 の事業所に、1 万 3,800 名の従業員が共生している。昭和 50 年代半ば頃に、アメリカ西海岸のサーファーのファッションを扱うショップが増えてきたことから、アメリカ村と呼ばれるようになった。それ以来、多くのファッション、美容関係の店舗が集まり、若者の街として発展してきた。東京では渋谷、原宿に近い地域かもしれない。

クラブに関する問題点のほとんどが、地域住民にとって迷惑で困った事案ばかりであるが、これらは平成 22 年 12 月の大阪府警の一斉取締り以来、ほとんど影を潜め、現在当地域は一応の平穏を取り戻している。しかし、検討いただく風営法の改正内容いかんによっては、今、表面的にはひっそり営業しているクラブも以前の状態に逆戻りする危険性をはらんでおり、本当の意味での問題解決は何もできていないと認識している。ここで、平成 22 年 12 月以前に発生していたクラブによる迷惑行為と被害の実態について、ご説明申し上げます。

#### 大阪市中央区御津連合振興町会

平成 17 年頃、クラブができ始めたときから、平成 22 年 12 月の取締りの間、我々が受けた迷惑、被害について具体的にご説明したい。この話は私の実体験でもあり、今日のヒアリングを受けるにあたって、近隣の方と当時のこととお話し、再度確認して、具体的な意見を申し上げます。3 つに分けてお話しする。

まず 1 番目に、店の騒音の問題である。当時、我々の地域は、クラブ、ライブハウスというのが、最盛期にはおそらく 30 軒ほどあったと思うが、クラブは深夜 11 時頃から翌朝の 5 時頃まで、これは音漏れとかいうレベルじゃなくて、ドアを開けて営業したりするので、大音量と重低音、これがもう響いて毎晩寝られない日が続いた。何度もクラブにお願いに上がったけれども、「今、責任者がいない」とか、「店の決まりで音量は下げられない」とか、「こんな場所に住んでいるほうが悪いんじゃないか」とか、そういう全く誠意のないような対応で、それでも抗議に行くと、「うるさい、ええ加減にせえよ」というような暴言も吐かれたりし、身の危険も感じてきたので、警察官に同行を頼んで行ってもらうと、30 分ぐらいは静かになるが、それからまた同じ音量に戻る。制服警察官と一緒に同行してもらうと、悪質なところは、「制服のまま入ってくるな、営業妨害じゃないか」と噛みついてくる店もあった。

また、当時は、サーキットと言われるクラブからクラブへ飲み歩くはしごが流行って、酔った若者たちが大声で騒ぎながら街中を渡り歩く。これもクラブの方に、ちょっと対処を頼むと、「外にいる人間はクラブの人間じゃないから、それは我々には関係ない話や」と、突き放される。また深夜 11 時頃からクラブの入場が始まるが、深夜に 50 メートル近い入場待ちの行列ができる。更にもっと深夜になると、有名な DJ が出てくるといふことで、出待ちというのがあり、それがもうワーワーキャーキャーと騒いで、寝られないという近隣の方がたくさんおられた。

それと同時に、ナンパするために、車を縦列でずっと停めて、女の子が通るたびに声を大声で掛けたり冷やかしたりして、エンジンを空ぶかしする。これも眠れない毎日に

なってしまう原因だった。どうしようもなく、寝るときは耳栓をして、ラジカセ等で音を流して、最終的には睡眠薬を飲んで寝るとというのが5年ほど続いた。近所の人に聞いても同じような体験をされている方が多かった。

2番目に、クラブ閉店後に店を出た客について、我々の地域は深夜に営業するお店はそんなに多くなくて、クラブの客以外は夜中にはいない。クラブが早朝5時、6時に閉店すると、400人から500人を超える酔客が、小さな三角公園と呼ばれる公園にたまり、近所のコンビニで買って来た酒の缶やビンを公園中にまき散らす。ものすごい状態になる。人工池があるが、そこに小便はする。それから花壇。花の手入れをせっかくしているのに、そこに空き缶や空き瓶をポンポン放って、もう荒れ放題になってしまう。ゲロを吐かれる。これが私の家でも、実際目の前で、この5年間で数十回はあったと思う。近隣の方も同じようなことを言っている。酔った若者同士のけんかや、中には、徐行しているタクシーのボンネットに飛び乗って、そこから更に屋根に飛び乗って、そういう事案が何件かあった。あと、夜中というか早朝に、看板とか家の前にあるプランター、シャッターを蹴ってへこませる、停めてある自転車を順番になぎ倒す、落書きをして回る。そういう中で、平成22年1月には、クラブ客の大学生が路上で暴行されて死亡する事件があった。私自身も、それまでは早朝の5時、6時に、毎朝自宅の前の掃除をしていた。ところが、何度も酔った若者に絡まれる。ちょっと怖いので、もうこの時間帯には掃除をしないようにした。この三角公園で、花壇の掃除をしてくれる近所の女性がいて、その方もやっぱり公園にいと、何といても400~500名の若者だから、もうとても手の付けられない状態で怖くて、この公園も、花壇の手入れも、その時間にはとてもできないという状態になった。

3番目は、今で言う危険ドラッグの問題。当時、クラブは20~30軒あったが、危険ドラッグを扱う店もやはり20軒ぐらいあった。クラブの数が減って、危険ドラッグの店が正比例して減っていった。今、クラブは4~6軒あるが、危険ドラッグの店が4軒というふうに、うちの地域では正比例して減っている。今思うと、危険ドラッグの走りの頃だったと思うが、結局、クラブの客が目当ての危険ドラッグの店だったと認識できる。危険ドラッグの吸引をして、昼日中に車道の真ん中で倒れてしまう人が何人もおられた。すごい危険なんだけれども、御堂筋の真ん中でバタッと倒れてみたり、そんな人もおられたんで、危険ドラッグの店も減って、多少よかったなと思う。

それらの結果、アメリカ村は危険な怖い街という風評が立ち、それまで昼間の買い物客も多かったが減ってしまった。修学旅行も、それまではすごく多かったが、もうほとんどゼロになった。このような状態が大阪府警の摘発までずっと続いていた。

#### 大阪市中央区御津連合振興町会

クラブによって過去に起こった問題を紹介させていただいた。既に委員の方々はお気付きかと思うが、店から出る騒音を除くと、1つの共通項がある。それは、クラブ及びクラブ経営者の責任を問えない問題であるということである。店内・店外を問わず、客がどれだけドラッグを使って、周辺に脱法ハーブ店がどれだけ進出しようが、クラブ経

営者の責任を問える法律はない。それから、けんかや暴行、殺人で人が傷つこうが死のうが、女性がレイプされようが、彼らには何の関係もない。他人の車が壊され、街が汚れ、いろいろなものが壊されても、クラブ経営者には何の責任も問えない。彼らはそれを百も承知しているから、店外の出来事はクラブには関係ないと開き直ってうそぶき、好き放題ができる。

こうした数々の問題を抱えた地域のクラブにも、営業時間の緩和は本当に必要なのか。現行の風営法下でもこれだけの問題が発生しているのに、それを緩和するというのはどういうことか。彼らが、住民の迷惑に留意します、あるいは団体や自主規制を作ってやりますと言っても、私どもは全く信用する気にはならない。営業妨害するな、住んでるほうが悪い、店外のことは知らない、金儲けでやってるんだというのが彼らの本音であることは、私どもは5年の経験を通じて身にしみている。現在の午前0時、あるいは午前1時までの規制が撤廃され、合法的に午前6時まで営業できるとなったら、今鳴りを潜めてるクラブも我が意を得たりと従前の姿に立ち戻ることは、火を見るよりも明らかである。これに金儲けがしやすくなったと新規参入店舗が加わってくれば、私らは完全にお手上げになる。当時、散々忍耐し、苦勞し、街の繁栄のために美化や環境維持に必死で取り組んできた住民の努力が全て無に帰してしまう。対抗手段となる法的な拠り所がなくなれば街は潰れる。

風営法で規制されているからという理由で、優良企業がクラブ産業への参入を見合わせ、健全なダンス文化の発展を妨げているという意見もあるが、これまで申したとおり、クラブには、騒音、けんか、薬物等の暗い影が付きまとうので優良企業は参入しないのだと思っている。深夜から早朝まで長時間酒を飲んで踊る、この行為こそが誰にも止められない迷惑行為の根源であり、ダンス文化とか表現の自由とはおよそかけ離れた迷惑行為がクラブには付きものだとし上げたい。ダンス文化とクラブとは全く別の問題である。

当地域は今、現行の風営法の規制により一定の落ち着きを取り戻してからは、美しい平穏な街を保っている。ここ数年は、今まで出店しなかった有名ブランドや外資系の店も多数出店するようになり、街はにぎわっている。この平穏な状態は、平成22年12月の警察による風営法違反の一斉取締りによってもたらされたものである。住民の力だけではどうしようもなかった。風営法の緩和によって、警察が実効性のある規制や取締りができなくなり、再び街が暗黒時代に帰ることがないよう切にお願いをしたい。

#### 委員（質疑）

拝見した資料には、現代における法律の執行に関わる問題が随分出ていると思う。確かに、悪質事業者に対しては行政指導も通用しないのが通常であり、一般行政ではとても太刀打ちできず、最後は警察に頼るしかないところがあり、この問題に限らず、不条理なことが少なからず起きている。全体に、大変内容の深い、かつ説得力のあるお話として伺った。

土地勘がないので教えていただきたいが、資料を見ると、騒音の話でも特区を設ける

ことはあり得るといことが記述としてある。ということは、エリアを限って規制を緩和するところを設けてもいいが、ご自分のエリアに関して風営法の緩和をするのは問題だというご趣旨のようだが、この町会のあるエリアというのは繁華街ではないのか。特区の対象になりそうな雰囲気もしたが、どういうふうに理解すればいいか。

大阪市中央区御津連合振興町会（応答）

繁華街であるが、完全に昼の街というイメージである。歓楽街ではない。東京で言うと、原宿のようなところである。

委員（質疑）

そうすると、特区にふさわしいエリアは別にあると理解してよいか。

大阪市中央区御津連合振興町会（応答）

我々は西心齋橋というところだが、東心齋橋というのがキタの新地とミナミの飲み屋街という2つの飲み屋街があり、これはちょっと我々が言うのもおかしな話だけれども、東心齋橋でもクラブはある。ところが飲み屋街なので、住民の方がほとんどおられない。だから、そちらの地区であるとか。また、将来的には、今IRの問題が議論されていてカジノができるであるとか、そういう問題が、離れた咲洲であるとか、舞洲であるとか、ちょっと離れたところに作られるという構想もあるようだが、そういうところに特化して行っていただくということは、ちょっと言いにくいですが、そんな感じである。

今、東心齋橋のほうにもマンションができて、そこでも苦情が出始めたということを目にしている。だから、どこであればいいだとかは、今のところ言えない状況である。

### (3) 事務局からの説明

事務局から、第1回研究会における委員からの質疑に対する説明、風営法におけるダンスの定義、地域規制の概要、風俗営業と飲食店営業の規制等について説明を行った。

### (4) 有識者委員による議論、意見交換

委員

地域の皆様、密着した事業者の方々など当事者の意見を勉強させていただき、非常に有意義だった。やはり時間と場所ということが、地元で活動している身からすると非常に気になっていた。一長一短というのは、両者にも当然あるわけで、自主規制であったりとか、あるいは覚書や協定を結んだりとか、いろいろなお話もあったけれども、それにどこまで効力を持たせられるのかということを感じた。どこまで法改正して、その中で事業者、地元の皆様にとってメリットとなるような形で着地できるのかということを考えさせられた。

一方、公安委員会が許可を出すということについて、先週、たまたまニューヨークでキャバレー・ライセンスについて聞いたところ、クラブのオーナーが約1,000万円払わ

なくてはいけないということだった。ニューヨークでは、非常に厳しい規制のもと行われて、その他に酒類提供の免許はまた別途必要になると。なので、健全な事業者をどんどん許可制で登録をしていくということは良いことだと。良い方向の流れだと思うが、日本では随分安いと思ったので、その辺りを勉強させていただきたいと思っている。

#### 委員

次回以降の議論の参考として、現時点での感想であるが、まず1点目、深夜に営業できるようにすることはあり得るところであり、深夜12時とか1時で切れるというのは、いかにも現実には合わない、実態に合わないという印象である。2点目は、いわゆる犯罪の温床となるという部分だが、これをどうするのかというのがある。NOON裁判の判決は厳しすぎるというご指摘もあったが、素直に法律を読むと、風営法の目的規定からすると、そういう趣旨を読み取るのは困難である。目的規定の改正がもし仮に可能なら、おそらくそういう話が入ってくるだろうし、あるいは、許可について、事業者に対する許可処分を第三者としての周辺住民が争うなど、原告適格関係の議論では、どういう趣旨を法が含んでいるかが問題となる。風営法の場合、警察規制なので、従来はそういう趣旨は読み込まれないが、法改正のあり方によっては法律の性質を大きく変える可能性がある。仮に、犯罪の温床対策をすべきだとするのであれば、そういう趣旨を明文化したほうが良いと思う。平成10年に制定された大規模小売店舗法の場合、目的規定に周辺の生活環境という文言を入れて従来の規制を実質的に維持した例があったと記憶する。3点目は小型店をどうするかという話で、これは潜ってる店もカバーできるようにしたほうが良いというのは全体の議論としてあったと思うので、どういうふうに網をかけるのかについて最低限の規制を置く必要がある。網のかけ方としては、例えば、広く風俗営業的なものには届出をすることにして、届出を怠った場合に罰則を置くというようなものを置き、警察が関与し、行政指導もできる余地を留保しておくことが肝要と思う。ゼロ規制と無許可営業の間に中間的な規制を構想するという可能性もある。

4点目は事業者による自主規制をうまく使うというのがあって、優良事業者については法律の規制を緩和するという仕組みが有効であると思う。それからサンクションとしては罰金や罰則だけではなく、許可取消とか許可の停止、それをうまく使うというものではないか。

最後に、一律規制のところはどう分類するか。中間項を作るような感じと思うが、とりあえず気付いた点は以上である。

#### 委員

事業者側と地域住民の側からの両方のお話を伺って、やはり考えれば考えるほど、難しいと思う。私自身、現行の法律では確かに一律過ぎて、解釈がどうとでもとれるとか、あるいは厳し過ぎて、むしろ無許可の営業者を増やしてしまっているというような構造にもなっている、そこはやはり改善されなければならないので、その事業者の

方々からの御提案の中にもあったけれども、やはり中間的な、営業の業種によって規制を考えていくという方向性が合っているのではないかと思う。

ただ、文言を変えるとか、大変高いハードルが出てきてしまうと思うので、現在の、ダンスということを日本国民がどう捉えているかとか、昔のダンス、イコールいかがわしいみたいなイメージは全くそぐわないと思うので、その辺りのことは考えていかなければならない。

ただ、自主規制で、六本木の商店街の方々と連携を図られて、自主規制を考えて行動をとられ始めているけれども、今日来られていた事業者は、かなり優良な、きちんと問題意識を持って来られている方だったので、そのような納得いく発言をいただけたが、最後、御津連合振興町会の大阪での問題のとおり、そうではない事業者というのは、まだ顕在化してないのがたくさんあると思うので、自主規制でどこまで規制ができるのか、これでやりますからと言って、それをどこまで信じられるのかというのが、クリアしなければならぬ問題だと思う。

次回からの会議の中でやっていくテーマになると思うのが、3号営業の自然と今のようになってしまっている営業形態のところ、健全にやっておられる方は別にして、その規制が緩むことによって無法地帯になってしまうということがないような網目をかけることを一番重要視して、次回も関わらせていただけたらと思っている。

#### 委員

本来、対象としようとしているところは小型店であったり、今日来てないような事業者をどうするかということだと思うが、一方で、風営法でダンスは駄目ですと、そうすると、例えば、オリンピックとかワールドカップとかで、パーティーとか、そういうときに、ダンスの場を設けたりとか、ヨーロッパとかラテンの方が来ると、そういうのをやるが、風営法の問題が出て、じゃあ許可取るかということ、ちょっとナンセンスだということにもなる。

そこで緩めると、本来取り締まる必要がないところの人は、一生懸命コンプライアンスを気にして、森ビルもそうだが、ホテルの中でやると駄目だと。逆に、そこはあまりに厳しくして、許可を取らなくてももうやってしまうんだと、今はそういう状態になっていて、そこをどうするかという、どっちをにらんでいくかが難しい。

今の流れから、ダンスを風営法から外さないと、何やってるんでしょうっていう結論になる。一方で、町会の方も含めて、今の規制で守られてる部分というのがあって、その規制自体がいいかどうかは別であるが、そこを緩めることによって守れなくなるものが出てくるのは間違いないので、バランスが大事。この問題、常にそのバランスをずっととってきた話だと思うので、どこかで収めなきゃいけない。その中で、今までダンスという枠でかけたものを、別の視点でかけないと、今の世の中に合わないという印象は持っている。

#### 委員

大阪の方の話は非常に重く、私も話を聞いていたら、もう六本木だって朝までやってるんだから朝までにして問題ないかと思ったら、いや、朝までにしたら元の状態に戻ってしまうと。大阪府警の話も聞かなければいけないが、なぜあれが浄化できたかという風営法を使ったのだと思うが、それを今のような現状に合わせた法規にしたら、規制ができなくなるというんだと直せない。その辺りは、もう少し実質的、実態的に検討しなければいけない。抽象論としては、全体としてあの内閣の文章があって規制緩和しなければいけないので、それには、河合楽器や森ビルが言っていたようなところで、ダンスを規制するのはナンセンスだと。あと、風俗という言葉。これは難しいかもしれないが、風俗という言葉を使い、ダンスも4号はもう外していくという方向はいいと思う。

六本木の話で一番印象的だったのは、今、六本木で立ちんぼは外国人相手で行っていて規制できていないと。これをおもてなしって言って緩めていくと、結局、吉原を復活するんですかと、赤線復活なんですかとという話になってしまうが、それは極端だろう。どこで線引くのかという本音ベースはきちっとしながら、規制緩和はすると。

それから、健全なダンスは自由にやる。河合楽器がやるようなキッズダンス教室、森ビルがやるのも問題ない。やはりクラブの問題で重要なのは、ドラッグである。今、日本の戦後の治安を支えてきた薬物規制に穴が開きそうになっている。危険ドラッグの問題。アメリカは、今でもマリファナ解禁だって言っている。それでどうなったか、アメリカの2人に1人は薬物経験者になっている。日本は0.何%以下。銃と薬物規制が日本の治安の根幹である。大阪の人はきちり見ているけど、あの危険ドラッグはクラブで売れるから売れた。その因果性はほぼはっきりしている。だから先ほど聞いたのだが、すぐ立入り、警察がいつも見張ってて、子供も薬物も全部チェックできるならいい。だけど、それは一番嫌うはず。何らかの形で、薬物対策とか、売春の問題とか、そういうことにつながるところに手を打たないで、ただダンスは文化だからっていうのでは通らない。しかし、今までどおりの規制ではもう絶対うまくいかなくなっている。

大きく変わるのは、言葉だと思う。ダンスと風俗は切ってしまう。風俗はやめたほうがいいと思う。風俗は性風俗だけにする。環境とか安全とか文化とか、その意味では歴史的な転換点にした方がいい。ただ、中身の規制は緩める部分はあってもいいけど、大きく変えると日本の土台が崩れてしまう。薬物と不可分だから。規制緩和して、薬物のチェックもしろと言うんだったら、クラブの中に警察官が不意打ちでいつでも行ける関係を作っておかなければいけない。それをどう具体的な案を作るかはこれからだと思う。大きな方向性としては、皆さん大体意見は一致しており、感覚のずれはないと思う。

以上